

大分県ひとり親と 困難な生活環境にある 子どもの支援計画



令和3年3月

大分県



はじめに

子どもは地域の宝であり、未来を拓く存在です。

令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することのほか、基本理念として、子どもにとって最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。

貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があります。

また、ひとり親家庭の親は子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことから、生活や健康面、子育て、就労など、様々な困難を抱えています。特に、新型コロナウイルス感染症の問題が長引く中、全国的にも非正規雇用労働者やひとり親の方々を中心に、雇用や生活への影響が続いていることから、より一層の対策を進めることが大切です。

こうした考えのもと、大分県では子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、令和7年度までの5年間の新たな計画を策定しました。

計画の策定にあたっては、子どもや家庭の支援に携わる関係機関の方々からなる「ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画策定委員会」を設置し、作業を進めました。

さらに、子どもの貧困やひとり親家庭の現状及び課題を踏まえた計画となるよう、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」をはじめ、関係者の皆様からご意見を伺い、議論を深めてきました。

明日の大分県を支えていくのは今を生きる子どもたちです。

いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることが決してあってはなりません。子どもたちが自己肯定感を持ち、自分自身の可能性と輝く未来を信じて健やかに成長できるよう、本計画に基づき、しっかりと支援していきます。

今後、市町村をはじめとした関係機関や民間企業、団体などと連携を深めながら、計画に掲げた取組を着実に実行してまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

大分県知事 広瀬 勝 貞

目 次

第1章 計画策定の背景と趣旨	1
第2章 計画の位置づけ	2
第3章 計画期間	3
第4章 子どもを取り巻く現状と課題	3
(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移	3
(2) 就学援助を受けた児童生徒の数の推移	3
(3) ひとり親家庭の子どもの数の推移	4
(4) 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校等中退率	5
(5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率	6
(6) ひとり親家庭の子どもの在学率	6
(7) 大分県子どもの生活実態調査の結果	7
第5章 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題	17
第6章 計画の基本方針	22
第7章 計画の推進にあたって	22
第8章 計画の評価	24
第9章 具体的な取組	25
1 教育の支援	
(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	25
① 保育料の負担軽減	
② 幼保小の円滑な接続の推進	
③ 幼稚園教諭、保育士等への研修機会の充実	
④ 幼児教育アドバイザーによる園内研修の支援	
⑤ 保護者に対する学習機会の提供	
(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	26
① 学校教育による学力保障	
② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	

(3) 高等学校等における修学継続のための支援	28
① 学習等に課題を抱える生徒への支援	
② 再入学に対する支援	
③ 定時制通信制高校生への教科書の給付	
(4) 大学等進学に関する教育機会の提供	28
① 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実	
② 専門学校生に対する支援の実施	
(5) 特に配慮を要する子どもへの支援	29
① 特別支援教育に関する支援の充実	
② 自立相談支援事業、学習支援事業等の実施	
(6) 教育費負担の軽減	29
① 義務教育段階の就学支援の充実	
② 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減	
③ 各種貸付金	
(7) 地域における学習支援等	30
① 放課後や土曜日等の学習支援の充実	
② コミュニティ・スクールの普及促進	
(8) その他の教育支援	31
① 義務教育未修了の学齢超過者等への支援	
② 県立中学校生徒への給食費助成	
③ 県立定時制高校生の学校給食費の一部助成	
④ 食育の推進	
2 生活の安定に資するための支援	
(1) 妊娠期からの子育て支援の充実	32
(2) 保護者の生活支援	32
① 保護者の自立支援	
② 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援	
③ 病児・病後児保育の実施の促進	
④ ファミリー・サポート・センター事業の利用の促進	
⑤ 保護者の健康確保	
⑥ 母子父子寡婦福祉資金（生活資金等）の貸付	
⑦ 母子生活支援施設を活用した地域生活の支援	
⑧ 社会福祉法人等による生活困窮者に対する支援	
⑨ その他の支援	
(3) 子どもの生活支援	35
① 食育の推進に関する支援	

② その他の支援	
(4) 子どもの居場所づくりへの支援	37
① 地域における幼児教育・保育の提供体制の確保	
② 子どもの安全・安心な放課後等の生活の支援	
③ 子ども食堂等への支援	
(5) 子どもの就労支援	38
① 親の支援のない子ども等への就労支援	
② 高校生の就職支援	
③ 定時制高校に通学する子どもへの就労支援	
④ 高校中退者や若年求職者等への就労支援	
(6) 住宅に関する支援	39
① 中学生までの子どもがいる世帯の県営住宅入居資格の緩和	
② 子育て世帯等の県営住宅への優先入居	
③ 多子世帯向け県営住宅の確保	
④ 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）の貸付	
⑤ 住居確保給付金の支給	
⑥ 民間賃貸住宅への入居支援	
(7) 児童養護施設退所者等に関する支援	40
① 児童養護施設等の退所児童等の支援	
② 児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	
(8) ひとり親家庭に対する面会交流の支援	41
(9) 支援体制の強化	41
① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	
② 相談支援者の資質向上	
③ 関係機関の連携	
(10) 広報・啓発の充実	42
(11) その他の生活支援	42
① 災害時（感染症含む）の生活支援	
② その他の支援	
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
(1) 職業生活の安定と向上のための支援	45
① 女性の就労支援	
② 氷河期世代への就労支援	
(2) ひとり親家庭等に対する就労支援	46
① 就労機会の確保	
② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	

- ③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援
- ④ ひとり親家庭等の親と企業・事業所とのマッチング
- ⑤ ひとり親家庭等の就業支援機関の専門性の向上と連携の強化
- (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援…………… 48
 - ① 自立相談支援事業の就労支援員による支援の実施
 - ② 就労訓練事業（中間的就労）、就労準備支援事業の実施
 - ③ 福祉事務所による生活保護受給者の就労支援

4 経済的支援

- (1) 保育料の負担軽減…………… 49
- (2) 放課後児童クラブ利用料における低所得世帯への支援…………… 49
- (3) 児童扶養手当制度の着実な実施…………… 49
- (4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付…………… 49
- (5) 教育費負担の軽減…………… 49
 - ① 教育扶助の支給
 - ② 生活保護世帯の子どもの進学時の支援
- (6) 養育費等の確保の推進…………… 50
- (7) その他の支援…………… 50
 - ① 低所得者等への生活資金の貸付
 - ② 子どもにかかる医療費の助成
 - ③ 小児慢性特定疾患にかかる医療費の助成
 - ④ ひとり親家庭の医療費の助成
 - ⑤ 貸付機関間の情報共有
 - ⑥ 交通事故により保護者を亡くした子どもへの支援
 - ⑦ 自死により保護者を亡くした子どもへの支援

【参考資料】

- 大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画の策定経過…………… 52
- 大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画策定委員会設置要綱…………… 53
- 大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画策定委員名簿…………… 54

第1章 計画策定の背景と趣旨

(1) ひとり親家庭等の対策について

① ひとり親家庭等における法改正について

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正により、ひとり親に対する施策については、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置き、①子育てや生活支援、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとなりました。また、ひとり親施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭に対して効果的に機能することを目指して、都道府県は国の定めるひとり親家庭の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を勧告してひとり親家庭等の自立促進計画を定めるよう努めることが規定されました。

また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情、並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情から、平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行されました。

さらに、平成26年、ひとり親家庭に対する支援策の拡充及び支援体制の強化を図ることを目的に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」が改正されました。この改正では、①ひとり親家庭への支援体制の充実、②ひとり親家庭への支援施策・周知の強化、③父子家庭への支援の拡大、④児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しが図られました。

② 大分県ひとり親家庭等自立促進計画について

県では、平成17年3月に、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上を目的とした施策を総合的、計画的に進めるために「大分県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

さらに、国の基本方針を踏まえ、平成22年3月に「大分県ひとり親家庭等自立促進計画」第2次計画を策定、平成27年3月に「大分県ひとり親家庭等自立促進計画」第3次計画を策定し、平成27年度から令和2年度までの6年間にわたって、相談体制と情報提供の充実、子育て・生活支援策の充実、就業支援の推進、養育費確保及び面会交流支援対策の充実、経済的支援の充実などの施策を実施してきました。

※本計画で使用する主な用語の定義は以下のとおりです。

- ・母子家庭：離婚、死別等により配偶者のない女子が、20歳未満の児童を扶養している家庭
- ・父子家庭：離婚、死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭
- ・寡婦：配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者
- ・「ひとり親家庭」：母子家庭及び父子家庭
- ・「ひとり親家庭等」：母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

(2) 子どもの貧困対策について

① 子どもの貧困対策における法律の制定及び改正等について

国において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成26年1月に施行され、同法第9条第1項において、都道府県は国の定める「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。

また、令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、目的に子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であると明記されるとともに、市町村に対し、子どもの貧困対策計画を定めるよう努めることが規定されました。

さらに、子どもの貧困の問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく持続可能な開発目標（SDGs）では、『1 貧困をなくそう「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ』』として位置付けられています。このため、県では困難な生活環境にある子どもを誰一人取り残さないようしっかりと子どもの貧困対策に取り組めます。

② 大分県子どもの貧困対策推進計画について

県では、平成28年3月に、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力の下で、地域の実情に即した効果的な子どもの貧困対策を総合的に推進するために「大分県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

(3) 2つの計画の一本化及び見直しについて

「大分県子どもの貧困対策推進計画」及び「大分県ひとり親家庭等自立促進計画（第3次計画）」について、2つの計画は取組内容等で重複するものが多いことから、今回、効果的に取組を進めるため計画を一本化して見直すこととしました。

また、計画の名称を「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」と改め、「ひとり親家庭の生活の安定と向上及び貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」を基本目標としてこの計画を策定します。

第2章 計画の位置づけ

この計画は、次に掲げる性格を有します。

- (1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく都道府県計画
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づく都道府県計画
- (3) 大分県長期総合計画の部門計画
- (4) おおいた子ども・子育て応援プランの部門計画

第3章 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第4章 子どもを取り巻く現状と課題

(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移

本県の生活保護世帯の子ども（19歳以下の者）の数は、年々減少していますが、平成30年で、1,489人となっており、被保護人員全体に占める割合は、7.7%となっています。

【生活保護世帯の子どもの数の推移】

(単位：人、%)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～19歳	被保護人員（a）	1,915	1,791	1,712	1,636	1,489
	対前年増減	-2.3%	-6.5%	-4.4%	-4.4%	-9.0%
総数	被保護人員（b）	20,215	20,109	19,927	19,827	19,402
	対前年増減比	0.6%	-0.5%	-0.9%	-0.5%	-2.1%
19歳以下の構成比（a/b）		9.5%	8.9%	8.6%	8.3%	7.7%

※各年7月31日現在の人員

※出典：「被保護者調査」（厚生労働省）

(2) 就学援助を受けた児童生徒の数の推移

就学援助を受けた県内の小中学校の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計は、平成30年度で、14,245人であり、前年度に比較し+0.2%と増加しています。

また、同様に公立小中学校児童生徒数に占める割合も、17.17%と、年々増加傾向にあります。

【就学援助を受けた児童生徒の数の推移】

(単位：人、%)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要保護児童生徒数（a）	945	905	870	837	778
準要保護児童生徒数（b）	13,630	13,895	13,801	14,158	14,245
計	14,575	14,800	14,671	14,995	15,023
対前年度増減比	1.3%	1.5%	-0.9%	2.2%	0.2%
公立小中学校児童生徒数（c）	90,338	89,595	89,066	88,229	87,502
就学援助率（(a+b)/c）	16.13%	16.52%	16.47%	17.00%	17.17%

※出典：「就学援助実施状況等調査」（文部科学省）

(3) ひとり親家庭の子どもの数の推移

ひとり親家庭（母または父と19歳以下の子どもの世帯）は、平成27年で8,538世帯であり、前回調査時の平成22年と比較し、-1.9%と減少しています。

【ひとり親家庭の世帯数の推移】

(単位：世帯、%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯 (a)	6,280	6,894	7,612	7,813	7,778
父子世帯 (b)	904	814	860	891	760
計 (a + b)	7,184	7,708	8,472	8,704	8,538
対前年増減率	-8.1%	7.3%	9.9%	2.7%	-1.9%

※出典：国勢調査

また、ひとり親家庭の子どもの数（ひとり親家庭の人員数からひとり親家庭の世帯数を差し引いた推計値）も、平成27年で、13,825人となっており、前回調査時と比較し、-4.2%と減少しています。

【ひとり親世帯の子どもの数】

(単位：人、世帯、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯の人員数 (a)	18,167	20,298	20,830	20,443
母子世帯数 (b)	6,894	7,612	7,813	7,778
母子世帯の子どもの数 (c = a - b)	11,273	12,686	13,017	12,665
父子世帯の人員数 (d)	2,096	2,227	2,312	1,920
父子世帯数 (e)	814	860	891	760
父子世帯の子どもの数 (f = d - e)	1,282	1,367	1,421	1,160
ひとり親世帯の子どもの数 (c + f)	12,555	14,053	14,438	13,825
対前年増減率	-	11.9%	2.7%	-4.2%

※出典：国勢調査

(4) 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校等中退率

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、令和元年で92.7%となっており、県全体の進学率98.9%に比べ、低くなっています。

また、高等学校卒業後の進学率も、35.8%と、県全体の進学率70.9%に比べ、低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の就職率は、令和元年で、1.8%となっており、高等学校卒業後の就職率は、49.4%となっています。

【生活保護世帯の子どもの進学率、就職率】

(単位：%)

中学校卒業後		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
進 学	生活保護世帯	92.8%	95.2%	88.7%	92.7%
	県 全 体	99.0%	99.0%	99.1%	98.9%
就 職	生活保護世帯	0.0%	1.9%	4.3%	1.8%
	県 全 体	0.4%	0.5%	0.3%	0.2%

※出典：生活保護世帯 平成28～30年度 厚生労働省社会・援護局保護課調べ（翌年度4月1日現在の状況）
令和元年度 大分県保護・監査指導室調べ（翌年度5月1日現在の状況、速報値）
県全体 「学校基本調査」（文部科学省、3月末現在の状況）

※進学は、高校及び公共職業能力開発施設へ進学した者の比率である。

(単位：%)

高等学校卒業後		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
進 学	生活保護世帯	22.1%	17.4%	27.6%	35.8%
	県 全 体	70.5%	72.1%	71.8%	70.9%
就 職	生活保護世帯	70.1%	66.7%	52.6%	49.4%
	県 全 体	26.8%	26.2%	26.0%	26.0%

※出典：生活保護世帯 平成28～30年度 厚生労働省社会・援護局保護課調べ（翌年度4月1日現在の状況）
令和元年度 大分県保護・監査指導室調べ（翌年度5月1日現在の状況、速報値）
県全体 「学校基本調査」（文部科学省、当該年度3月末現在の状況）

※進学は、大学及び短期大学、専修学校等へ進学した者の比率である。

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、令和元年で、4.6%となっており、県全体の中退率1.1%を上回っています。

【生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率】

(単位：%)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
生活保護世帯	4.8%	4.0%	6.8%	4.6%
県 全 体	1.4%	1.3%	1.5%	1.1%

※出典：生活保護世帯 平成28～30年度 厚生労働省社会・援護局保護課調べ（翌年度4月1日現在の状況）
令和元年度 大分県保護・監査指導室調べ（翌年度5月1日現在の状況、速報値）

県全体 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

(5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

児童養護施設入所児童の中学校卒業後の進学率は、令和元年で、100%となっています。一方、高等学校卒業後の進学率は31.0%であり、県全体の進学率の70.9%に比べ、低くなっています。

児童養護施設入所者の中学校卒業後の就職率は、令和元年で0%であり、高等学校卒業後の就職率は、69.0%となっています。

【児童養護施設入所児童の進学率、就職率】

(単位：%)

中学校卒業後		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
進 学	施設入所児童	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	県 全 体	99.0%	99.0%	99.1%	98.9%
就 職	施設入所児童	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	県 全 体	0.4%	0.5%	0.3%	0.2%

(単位：%)

高等学校卒業後		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
進 学	施設入所児童	22.2%	30.4%	32.0%	31.0%
	県 全 体	70.5%	72.1%	71.8%	70.9%
就 職	施設入所児童	66.7%	56.5%	68.0%	69.0%
	県 全 体	26.8%	26.2%	26.0%	26.0%

※出典：施設入所児等 大分県子ども・家庭支援課調べ（5月1日現在の状況）

県全体 「学校基本調査」（文部科学省、3月末現在の状況）

※進学は、高校及び公共職業能力開発施設へ進学した者の比率である。

(6) ひとり親家庭の子どもの在学率

ひとり親家庭の子どもの在学率は、平成22年で、16歳の子どもでは、94.3%となっており、県全体の98.0%に比べ、低くなっています。

また、19歳の子どもでは、44.7%となっており、県全体の60.9%に比べ、低くなっています。

【ひとり親家庭の子どもの在学率】

(単位：%)

年 齢	分 類	就学状況			在学状況				卒業者の状況	
		在学中	卒業	未就学	小・中 学校	高校	短大・ 高専	大学・ 大学院	就業者	その他
16歳の 子ども	ひとり親家庭	94.3%	5.5%	0.2%	0.4%	98.7%	0.9%	0.0%	76.1%	23.9%
	県 全 体	98.0%	1.9%	0.1%	1.0%	97.4%	1.6%	0.0%	83.5%	16.5%
19歳の 子ども	ひとり親家庭	44.7%	55.3%	0.0%	1.1%	13.2%	62.3%	23.4%	75.6%	24.4%
	県 全 体	60.9%	39.1%	0.0%	0.5%	5.0%	43.5%	50.9%	78.7%	21.3%

※出典：平成22年国勢調査

(7) 大分県子どもの生活実態調査の結果

大分県では、すべての子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長していけるような社会の実現に向け、必要な支援策等を検討するため、県内全市町村の小・中学校と連携して、子どもの生活実態や学習環境、子どもの意識、世帯の経済状況や子どもとの関わり方等について調査しました。

【調査の概要】

区 分		小学校5年生	中学2年生	計
調査対象者数	子 ども	10,360人	9,600人	19,960人
	保 護 者	10,360人	9,600人	19,960人
小 計		20,720人	19,200人	39,920人
有効回答数 (回答率)	子 ども	9,139人 (88.2%)	8,405人 (87.5%)	17,544人
	保 護 者	8,779人 (84.7%)	7,943人 (82.7%)	16,722人
小 計		17,918人	16,348人	34,266人
調 査 方 法		学校配布・回収 無記名 密封調査		
調 査 時 期		令和元年9月		

【分析方法】

○世帯収入による分析

世帯の収入を同居している家族人数の平方根で割った金額の中央値（257.2万円）の二分の一の金額（128.6万円）を基準とし、基準額以上の世帯の呼称を「世帯区分1」、基準額未満の世帯の呼称を「世帯区分2」としました。

収入階層	収入の範囲	世帯の呼称	割 合
収入階層①	128.6万円以上	世帯区分1	87.8%
収入階層②	128.6万円未満 ^(※)	世帯区分2	12.2%

※4人世帯の場合：年収約257万円未満の世帯 2人世帯の場合：年収約181万円未満の世帯

※今回の世帯分類の基準は、世帯の経済状況と子どもの生活状況との関連を把握するためのものであり、本県の子どもの貧困率を算出するためのものではありません。

○家族形態による分析

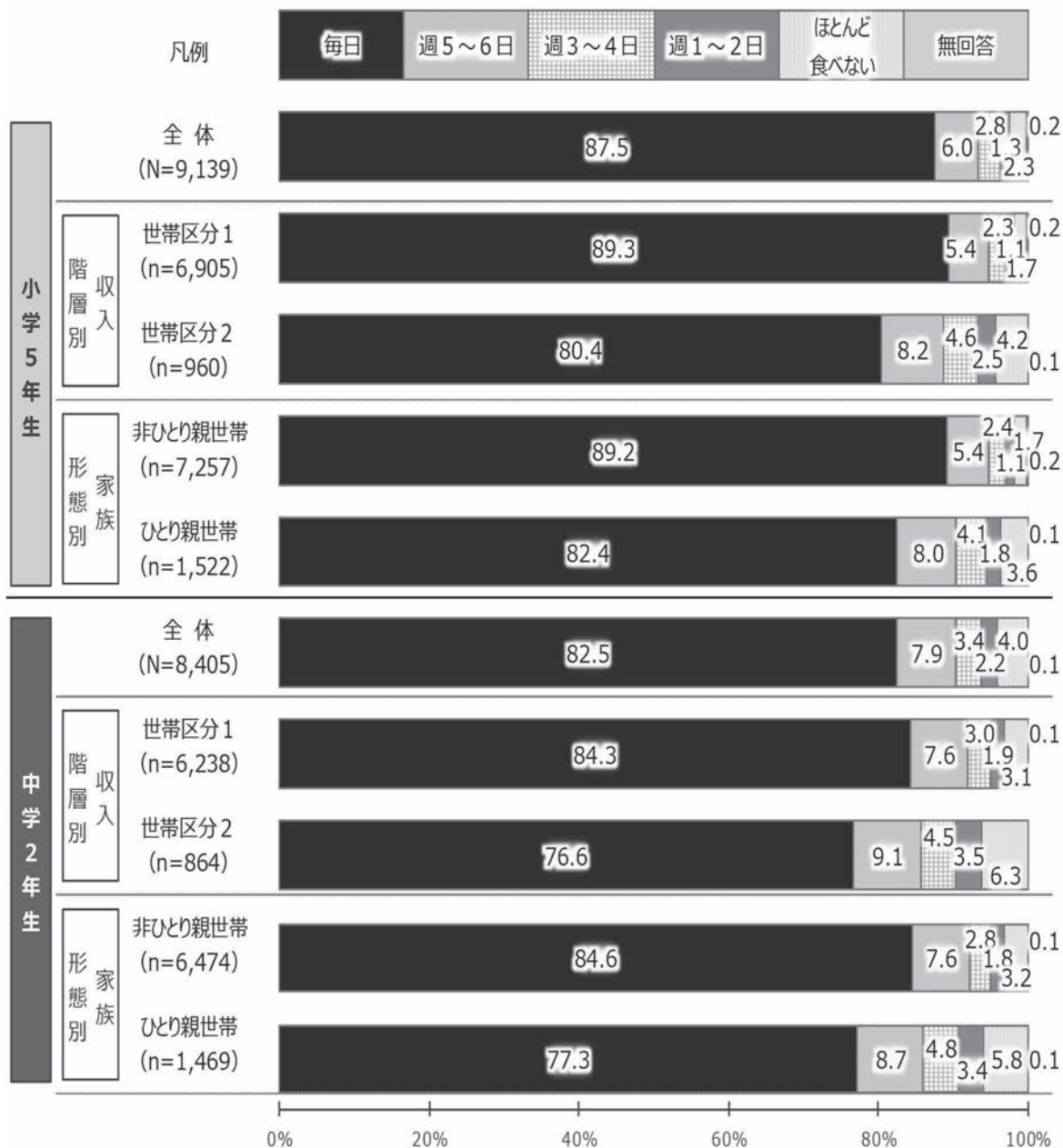
子どもと両親等が同居している世帯の呼称を「非ひとり親世帯」とし、子どもと同居している親が母親または父親の一方だけだと判断できる世帯の呼称を「ひとり親世帯」としました。

家 族 形 態	世帯の呼称
家族形態①	非ひとり親世帯
家族形態②	ひとり親世帯

① 子どもの生活環境

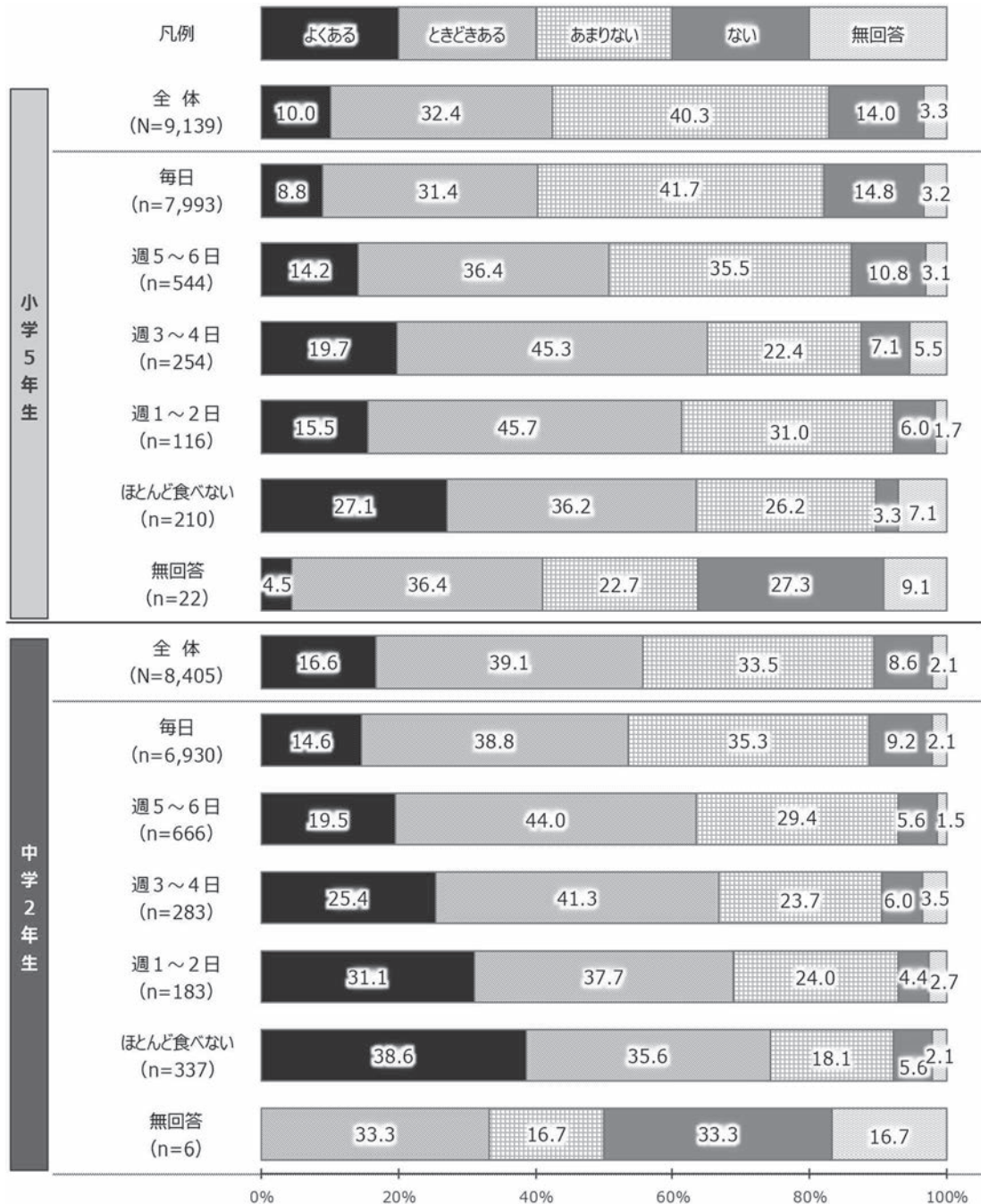
ア 子どもの朝食摂取状況

朝食については、小学生及び中学生ともに「毎日」が8割以上を占めて最も高くなっています。小学生及び中学生ともに、世帯区分2は世帯区分1より、ひとり親世帯は非ひとり親世帯より「毎日」の割合が低くなっています。



イ 朝食摂取と授業の理解度の関係

朝食をほとんど食べない又は週1～2日しか食べない子どもは、毎日食べる子どもに比べ、学校の授業がわからないと思うことが「よくある」と回答した割合が高くなっています。



② 子どもの教育・精神面

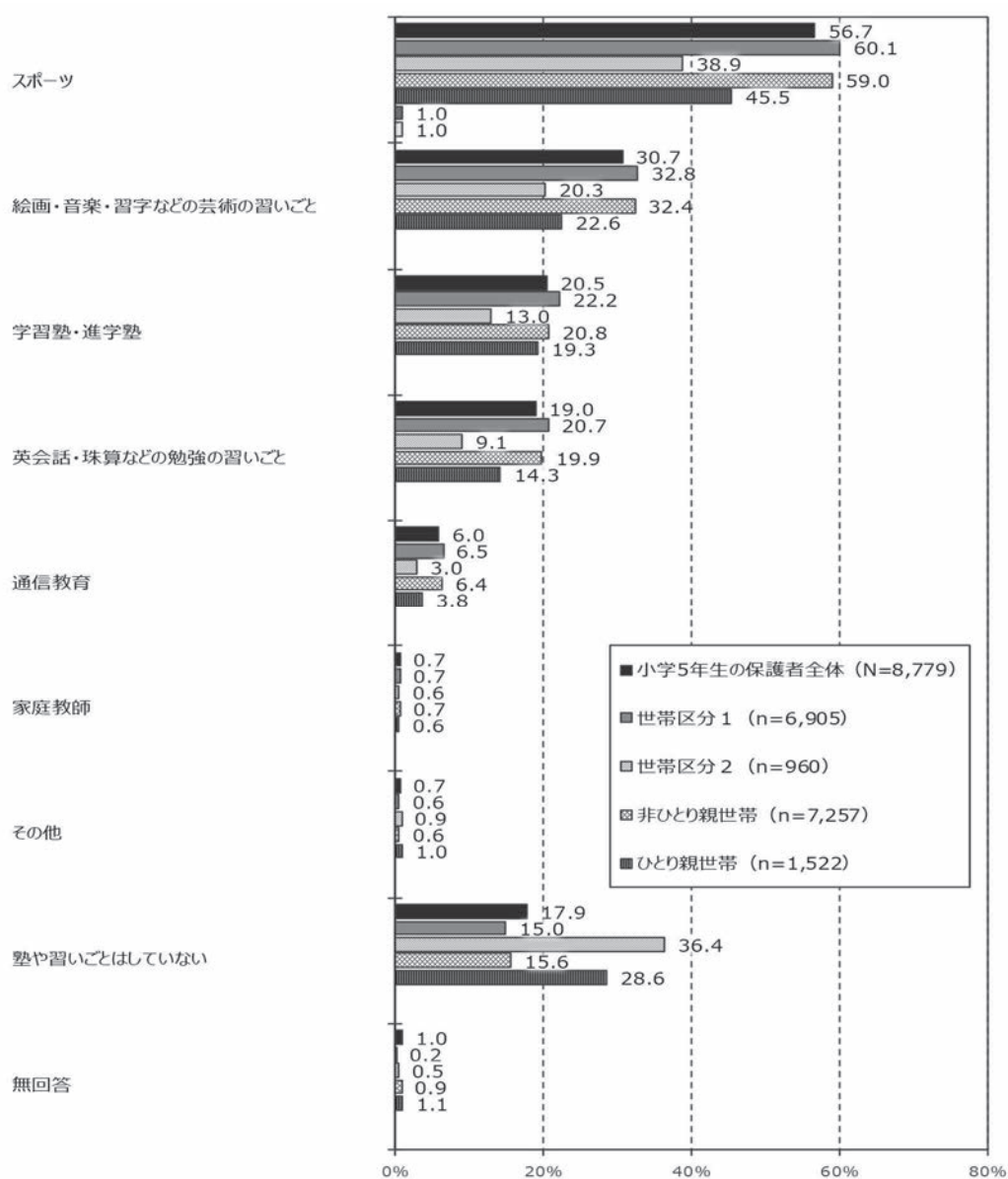
ア 子どもの塾や習いごとの状況

小学生保護者は「スポーツ」が最も高く、次いで「絵画・音楽・習字などの芸術の習いごと」、「学習塾・進学塾」となっています。

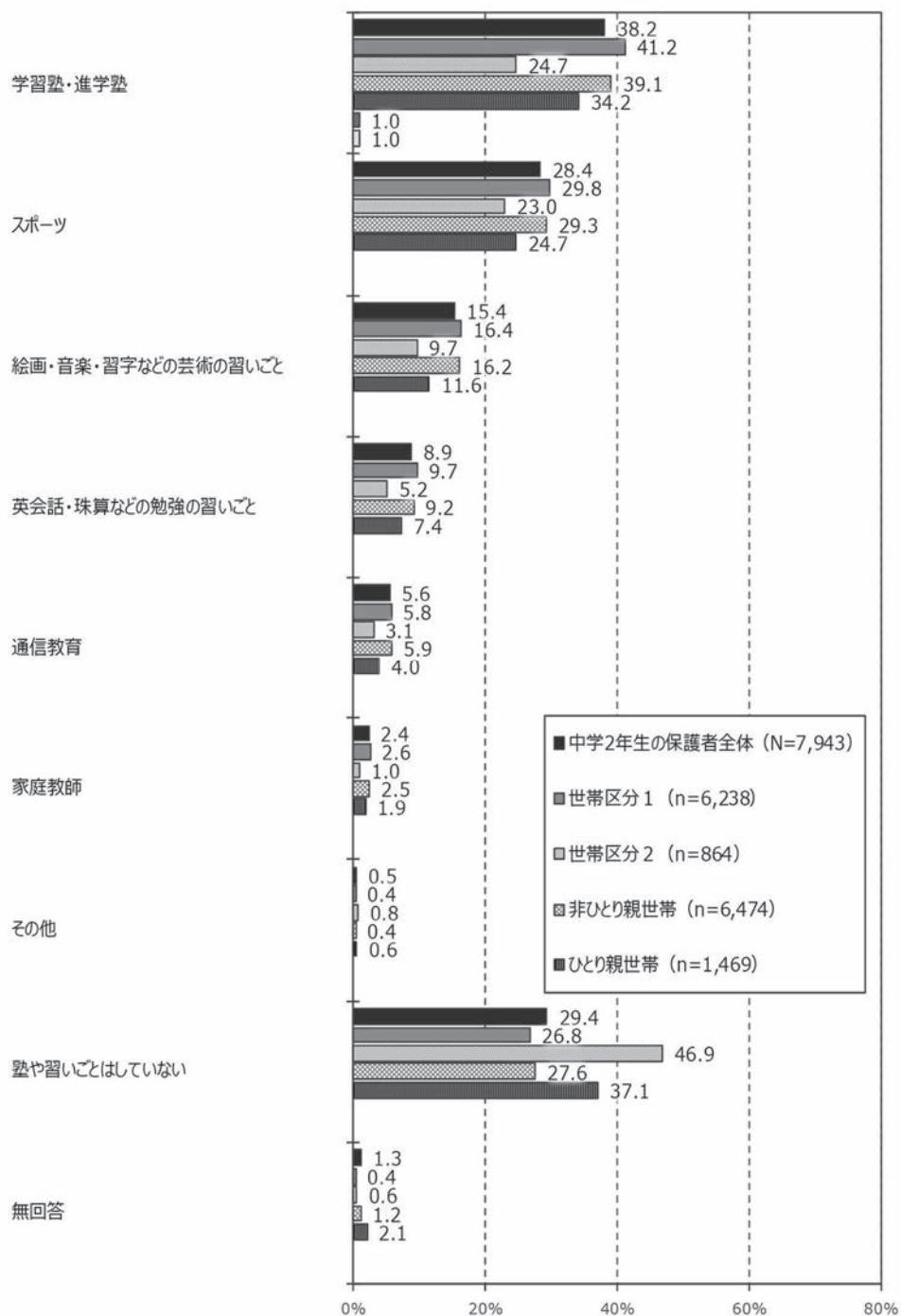
一方、中学生保護者は「学習塾・進学塾」が最も高く、次いで「スポーツ」、「絵画・音楽・習字などの芸術の習いごと」となっています。

また、小学生保護者及び中学生保護者ともに、世帯区分2は世帯区分1より「塾や習いごとはしていない」の割合が高くなっています。

【小学5年生保護者】



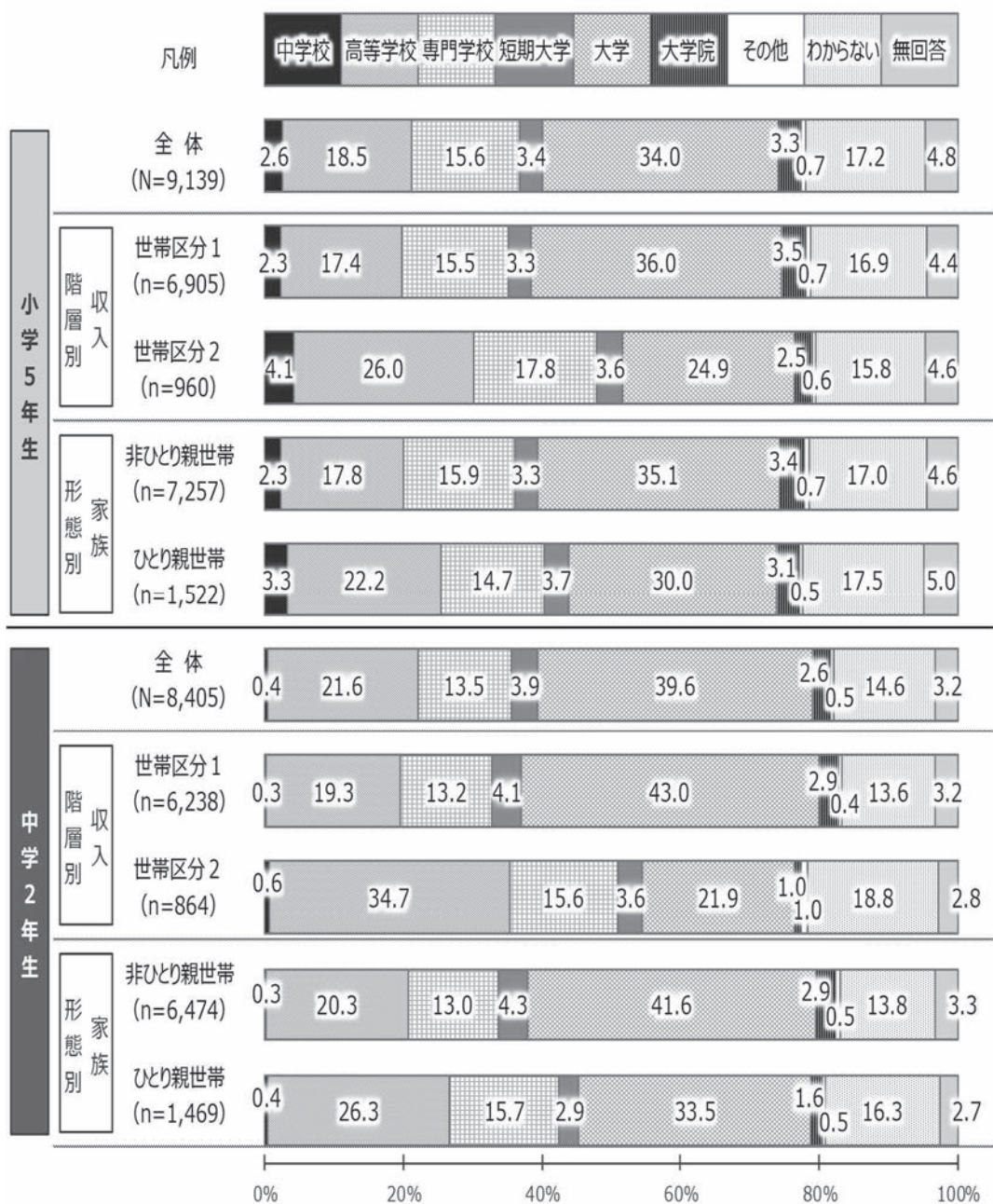
【中学2年生保護者】



イ 将来どの学校まで進学したいか

小学生及び中学生ともに「大学」が3割を占め最も高く、次いで「高等学校」、「専門学校」となっています。

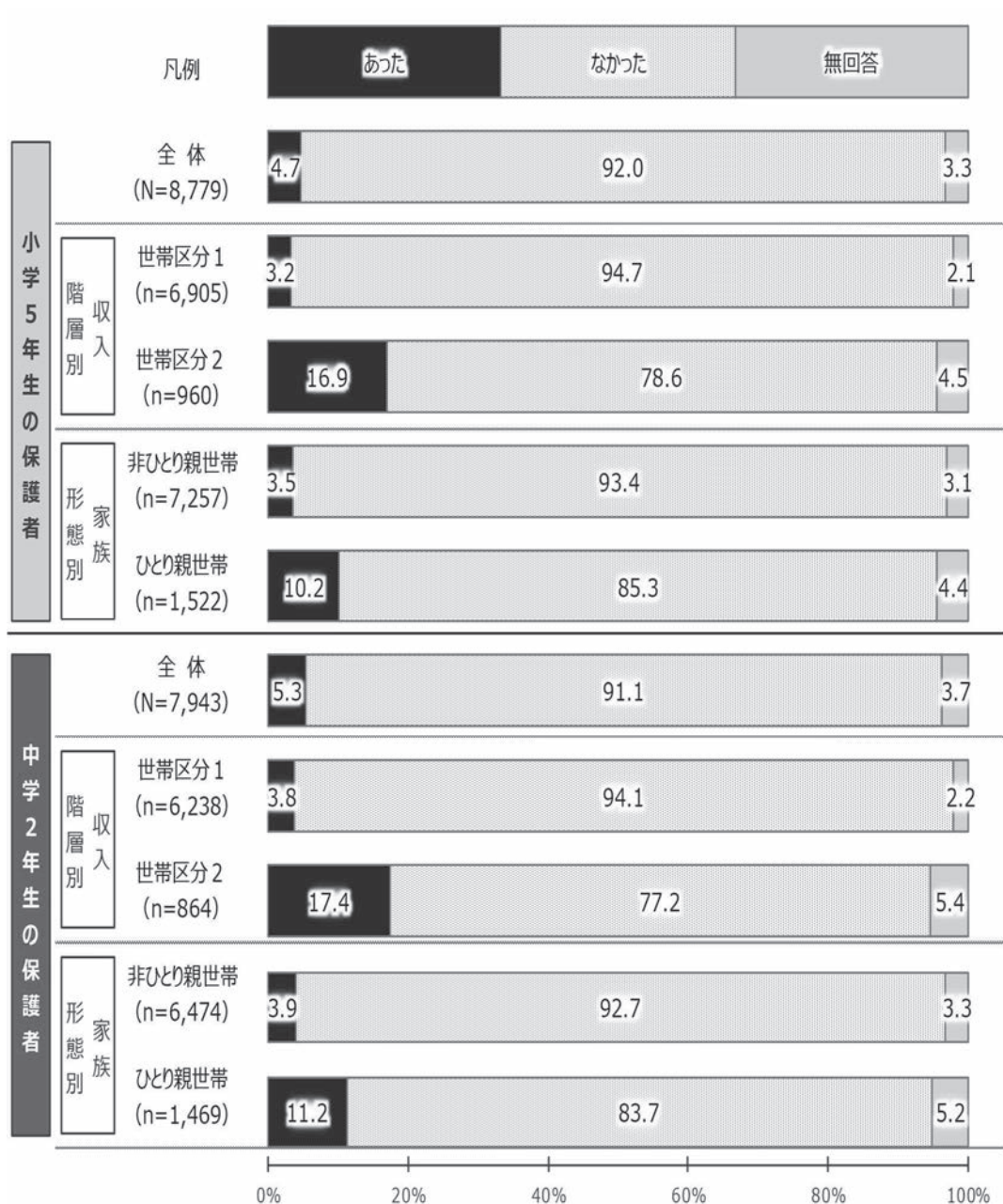
また、小学生の世帯区分2と中学生の世帯区分2は、「高等学校」の割合が最も高くなっています。



③ 世帯の経済状況

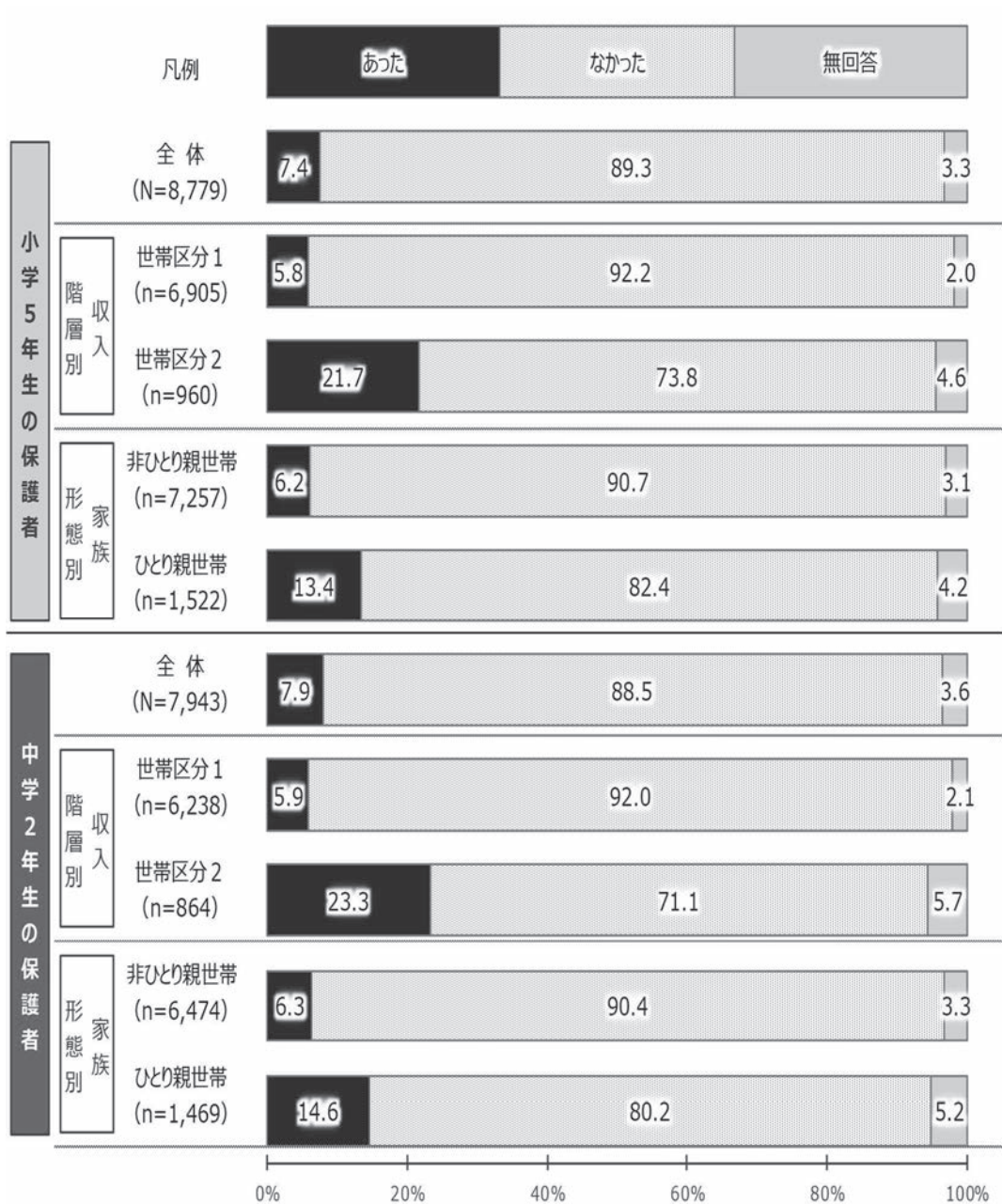
ア 経済的理由で、過去1年間に家賃やローンが払えなかった経験

小学生保護者及び中学生保護者ともに「なかった」が大半を占め、「あった」は数%となっていますが、世帯区分2は「あった」が1割強みられます。



イ 経済的理由で、過去1年間に税金が払えなかった経験

小学生保護者及び中学生保護者ともに「なかった」が約9割を占め、「あった」は数%となっていますが、世帯区分2は「あった」が2割以上みられます。



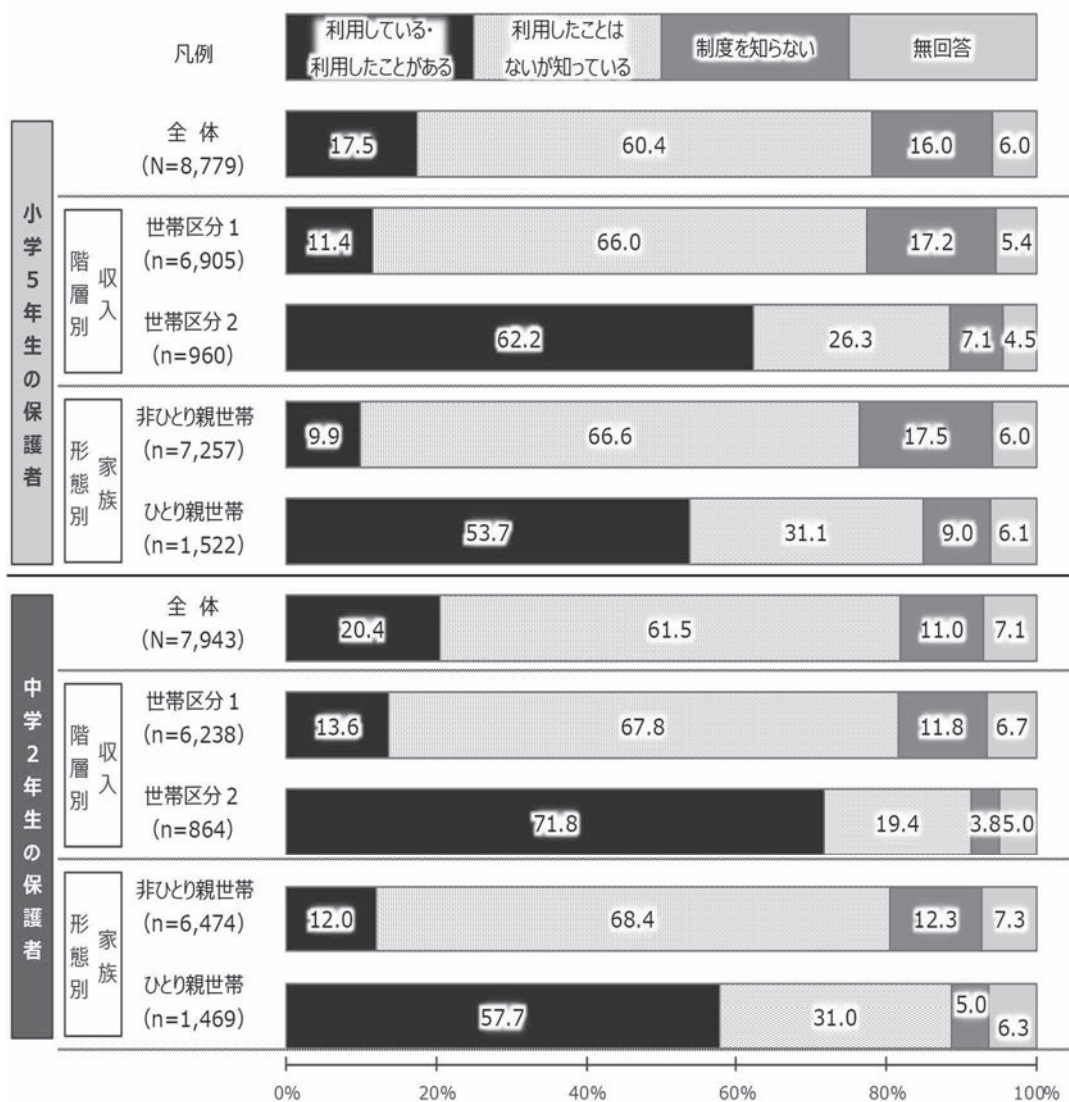
④ 支援制度について

ア 就学援助費の受給状況

小学生保護者は「利用している・利用したことがある」が17.5%、「利用したことはないが知っている」が60.4%と、これらを合わせて『知っている』が77.9%を占めており、「制度を知らない」は16.0%となっています。

一方、中学生保護者は「利用している・利用したことがある」が20.4%、「利用したことはないが知っている」が61.5%と、これらを合わせて『知っている』が81.9%を占めており、「制度を知らない」は11.0%となっています。

小学生保護者及び中学生保護者ともに、世帯区分2、ひとり親世帯は「利用している・利用したことがある」の割合がかなり高くなっています。

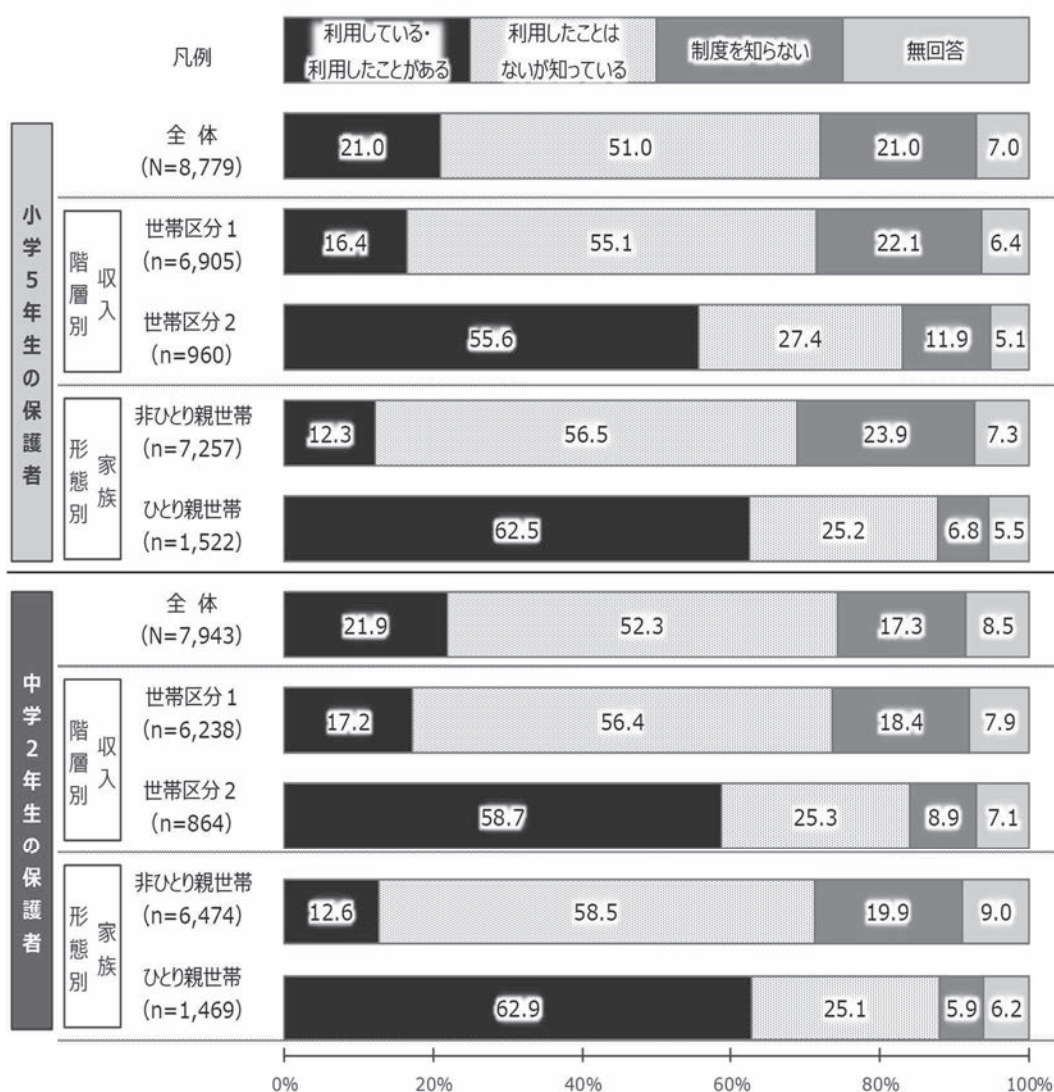


イ 児童扶養手当の受給状況

小学生保護者は「利用している・利用したことがある」が21.0%、「利用したことはないが知っている」が51.0%と、これらを合わせて『知っている』が72.0%を占めており、「制度を知らない」は21.0%となっています。

一方、中学生保護者は「利用している・利用したことがある」が21.9%、「利用したことはないが知っている」が52.3%と、これらを合わせて『知っている』が74.2%を占めており、「制度を知らない」は17.3%となっています。

小学生保護者及び中学生保護者ともに、世帯区分2、ひとり親世帯は「利用している・利用したことがある」の割合がかなり高くなっています。



「大分県子どもの生活実態調査」結果

大分県ホームページ：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12480/jittaityosakeka.html>

第5章 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

大分県ひとり親家庭実態調査（平成30年度）

【調査の概要】

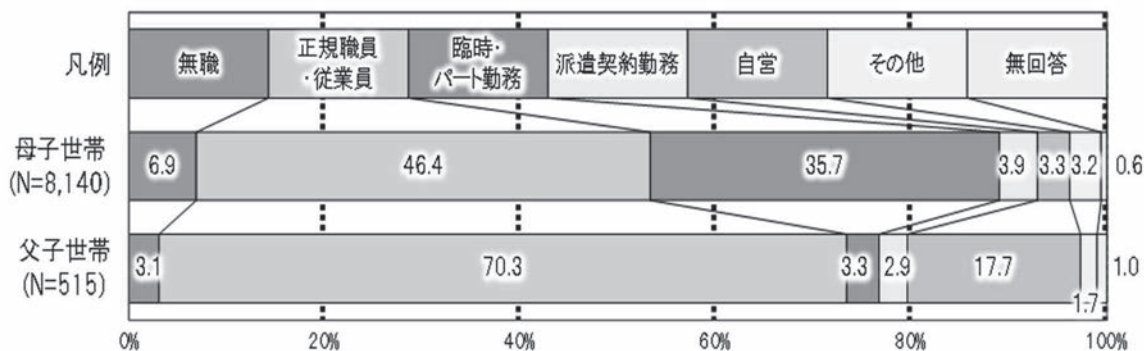
調査対象	住民基本台帳で「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯		
調査方法	調査票の配布、回収ともに郵送法で実施		
調査期間	平成30年8月1日～8月31日 (調査基準日8月1日)		
回答数	母子世帯 8,140世帯	父子世帯 515世帯	計 8,655世帯

① 仕事について

ア 現在の就業形態

母子家庭の現在の就業形態は、「正規職員・従業員」が46.4%で最も高く、次いで「臨時・パート勤務」(35.7%)となっており、「無職」は6.9%となっています。

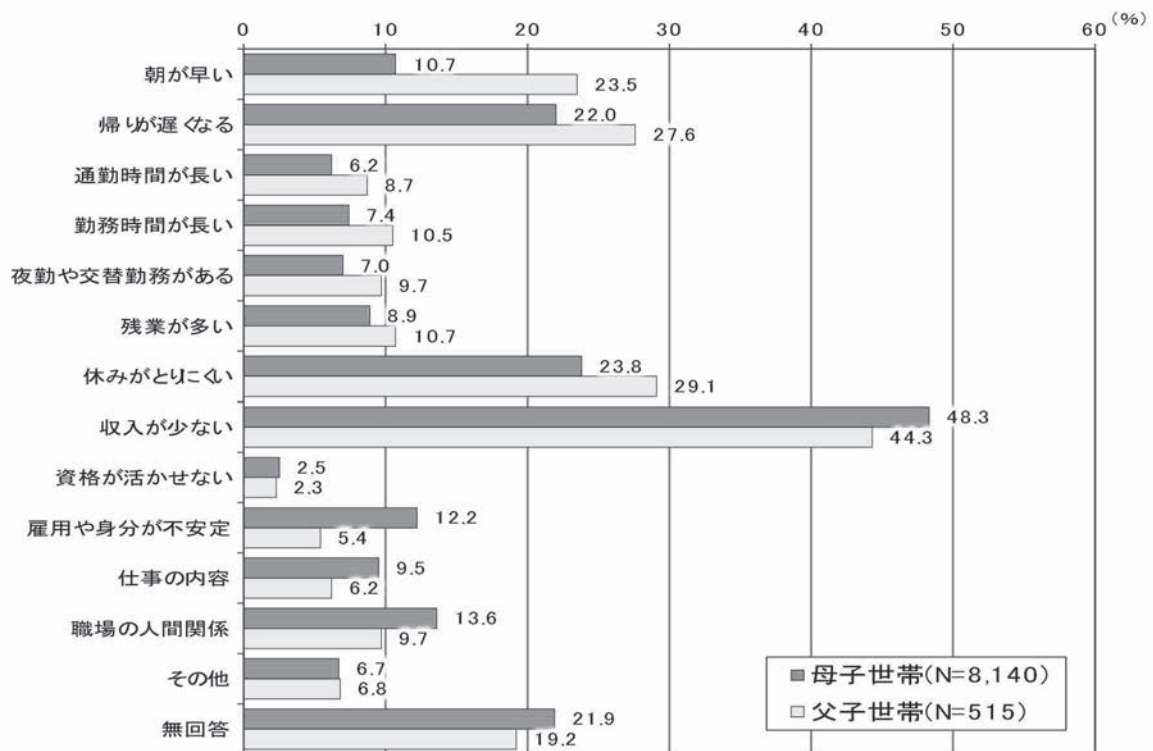
父子家庭の現在の就業形態は、「正規職員・従業員」が70.3%で最も高く、次いで「自営」(17.7%)となっており、母子家庭とは大きく異なります。



イ 現在の仕事での悩みや不満

母子家庭の現在の仕事での悩みや不満は、「収入が少ない」が48.3%で最も高く、以下、「休みがとりにくい」(23.8%)、「帰りが遅くなる」(22.0%)などが続いています。

一方、父子家庭の現在の仕事での悩みや不満も、「収入が少ない」が44.3%で最も高く、次いで「休みがとりにくい」(29.1%)、「帰りが遅くなる」(27.6%)などが続いています。

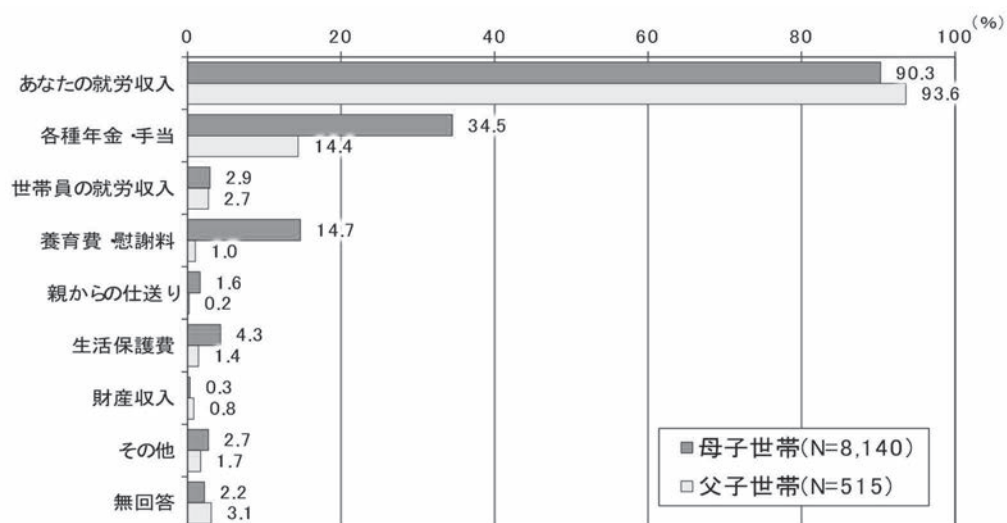


② 収入について

ア 収入源

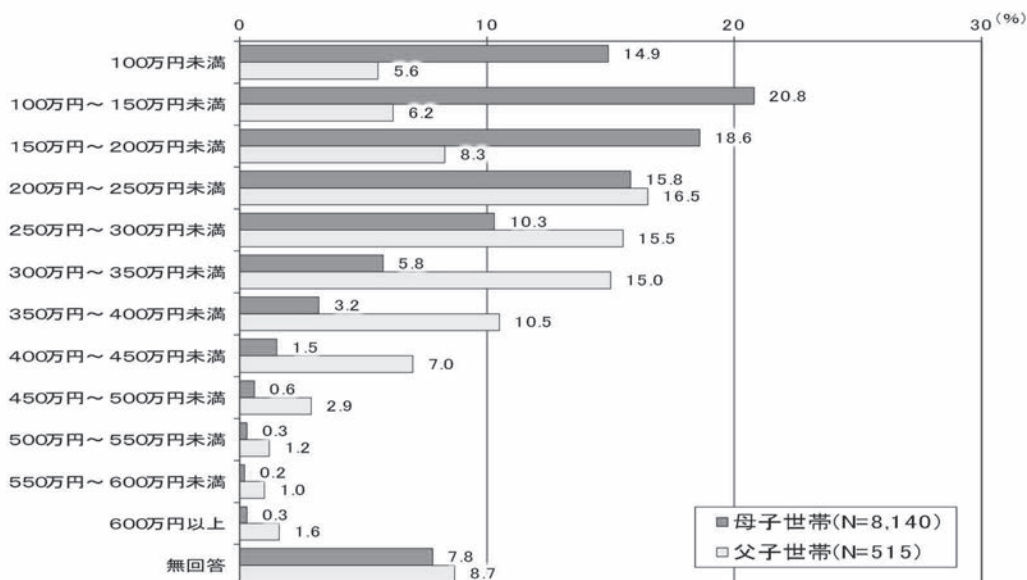
母子世帯では、「あなたの就労収入」(90.3%)が9割を占め最も高く、次いで「各種年金・手当」(34.5%)などとなっています。

一方、父子世帯でも、収入源は、「あなたの就労収入」(93.6%)が9割以上を占め最も高く、次いで「各種年金・手当」(14.4%)となっています。



イ 昨年1年間の総収入（養育費や手当等すべての収入を含む）

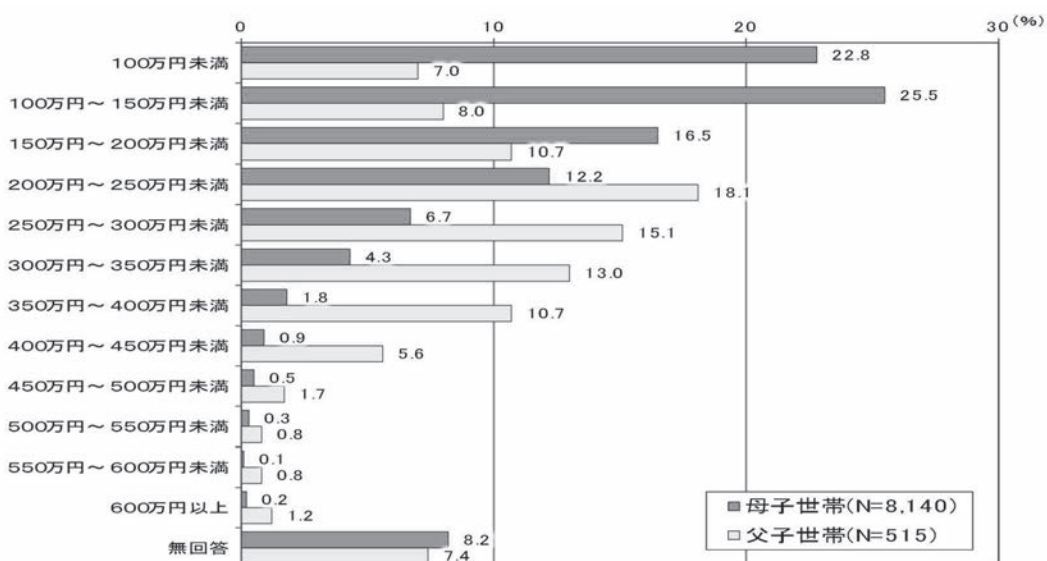
母子世帯では、「100万円～150万円未満」（20.8％）が最も多く、次いで「150万円～200万円未満」（18.6％）となっており、『200万円未満』（54.3％）が過半数を占めています。一方、父子世帯では、「200万円～250万円未満」（16.5％）が最も多く、次いで「250万円～300万円未満」（15.5％）、「300万円～350万円」（15.0％）となっており、『200万円未満』（20.1％）は2割にとどまっています。



ウ 昨年1年間の就労収入

母子世帯では、「100万円～150万円未満」（25.5％）が最も多く、次いで「100万円未満」（22.8％）となっており、『200万円未満』の割合は64.8％となっています。

一方、父子世帯では、昨年1年間の就労収入は、「200万円～250万円未満」（18.1％）が最も多く、次いで「250万円～300万円未満」（15.1％）となっており、『200万円未満』（25.7％）は2割強にとどまっています。

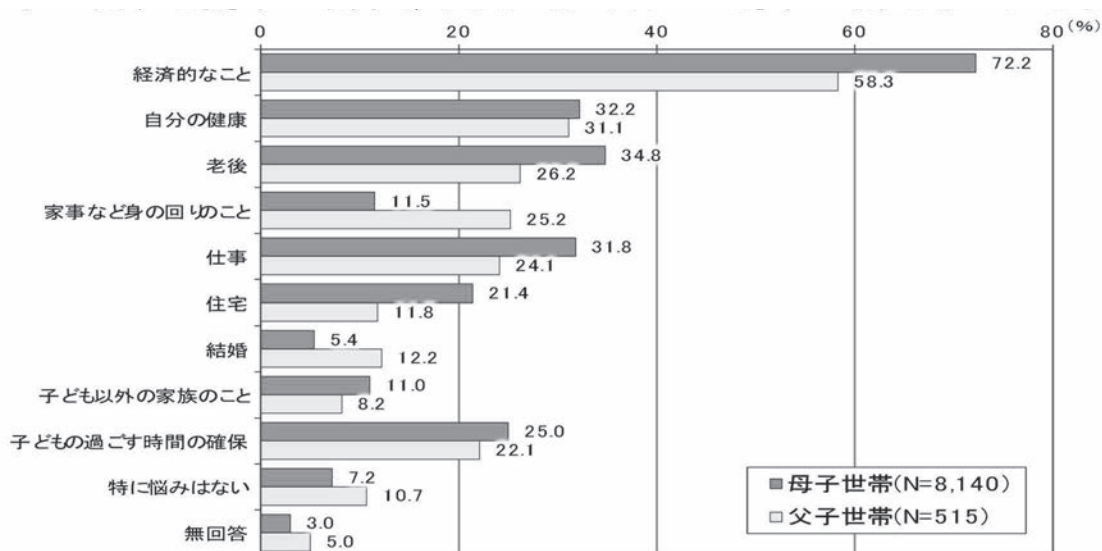


③ 子育て、生活全般について

ア 現在、自分自身のことで困ったり悩んでいること

母子世帯では、「経済的なこと」が72.2%で最も高く、次いで「老後」(34.8%)、「自分の健康」(32.2%)、「仕事」(31.8%)などとなっています。

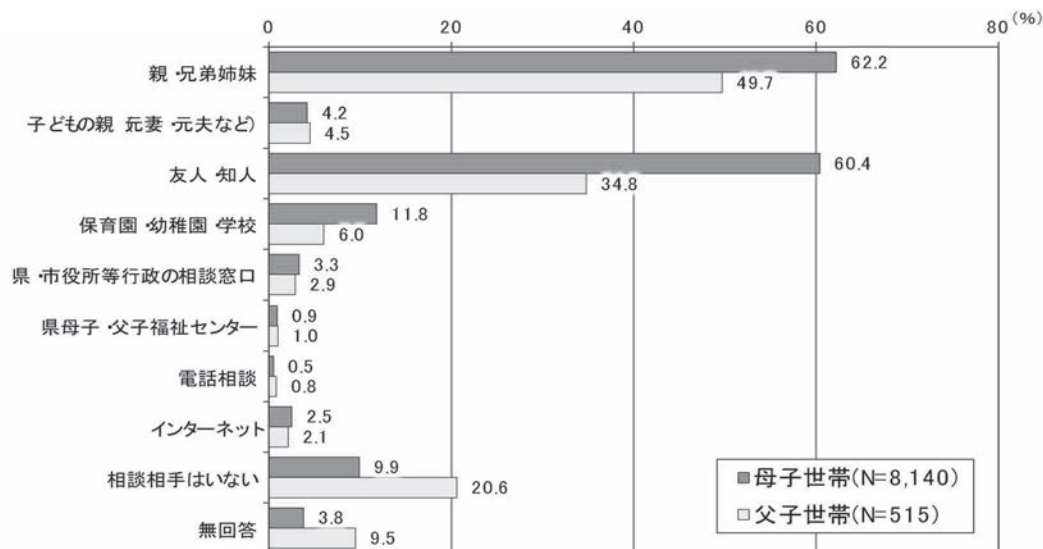
一方、父子世帯でも、「経済的なこと」が58.3%で最も高く、次いで「自分の健康」(31.1%)、「老後」(26.2%)、「家事などの身の回りのこと」(25.2%)となっています。



イ 悩みごとの相談相手

母子世帯では、「親・兄弟姉妹」(62.2%)と「友人・知人」(60.4%)が6割を占め高く、次いで「保育園・幼稚園・学校」(11.8%)と続いています。「相談相手はいない」は1割となっています。

一方、父子世帯では、「親・兄弟姉妹」が49.7%で最も高く、次いで「友人・知人」(34.8%)となっていますが、「相談相手はいない」(20.6%)は母子世帯に比べ割合が高くなっています。

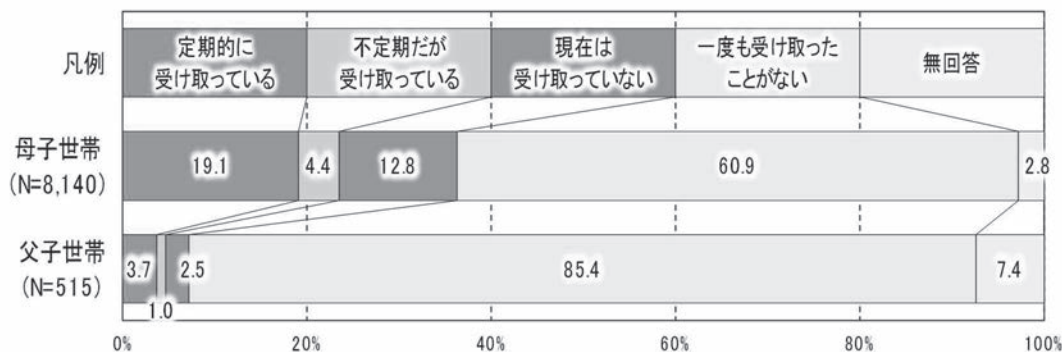


④ 養育費について

ア 養育費の受給状況

母子世帯では、「一度も受け取ったことがない」(60.9%)が6割を占め最も高く、「定期的に受け取っている」(19.1%)、「不定期だが受け取っている」(4.4%)、「現在は受け取っていない」(12.8%)となっています。

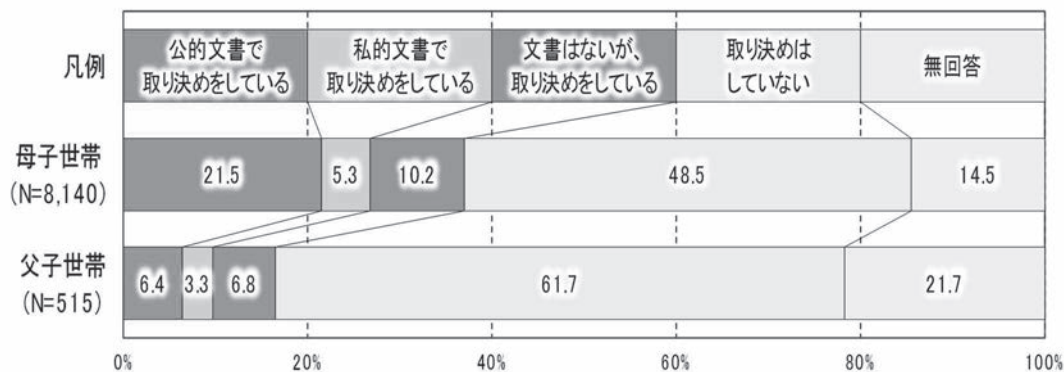
一方、父子世帯では、「一度も受け取ったことがない」(85.4%)が8割強を占めており、それ以外は数%にとどまっています。



イ 養育費の取り決め状況

母子世帯では、「公的文書で取り決めをしている」が21.5%、「私的文書で取り決めをしている」が5.3%、「文書はないが、取り決めをしている」が10.2%であり、これらを合わせて『取り決めをしている』(37.0%)が3割強となっていますが、「取り決めはしていない」は48.5%と約半数を占めています。

一方、父子世帯では、「取り決めはしていない」(61.7%)が6割以上を占めています。



第6章 計画の基本方針

(1) 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力の下で、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要です。この計画では、本県の子どもを取り巻く社会環境等の現状と課題を踏まえ、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」を基本目標とし、大綱で定める当面の重点施策である、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4つを支援の柱として、具体的な施策を体系化します。

(2) ひとり親家庭の生活の安定と向上

ひとり親家庭の親の多くは、収入や住居、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えていることから、総合的な支援策を推進する必要があります。母子・父子福祉団体等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、相談体制や情報提供の充実、生活支援、就業支援、養育費確保支援など、具体的な施策に取り組めます。

また、県としての指標を設定しその改善に取り組むとともに、これに基づき施策の実施状況や効果等を検証し、必要に応じて施策の見直しを図っていきます。

第7章 計画の推進にあたって

子どもの貧困に至る要因は、その家庭や子どもによって様々であり、複数の課題が複雑に絡み合っていることも多いため、貧困の状況にある子どもや、そのような状況に至るおそれのある子どもを地域全体で孤立させないように気づき、見守り、支援することが大切です。

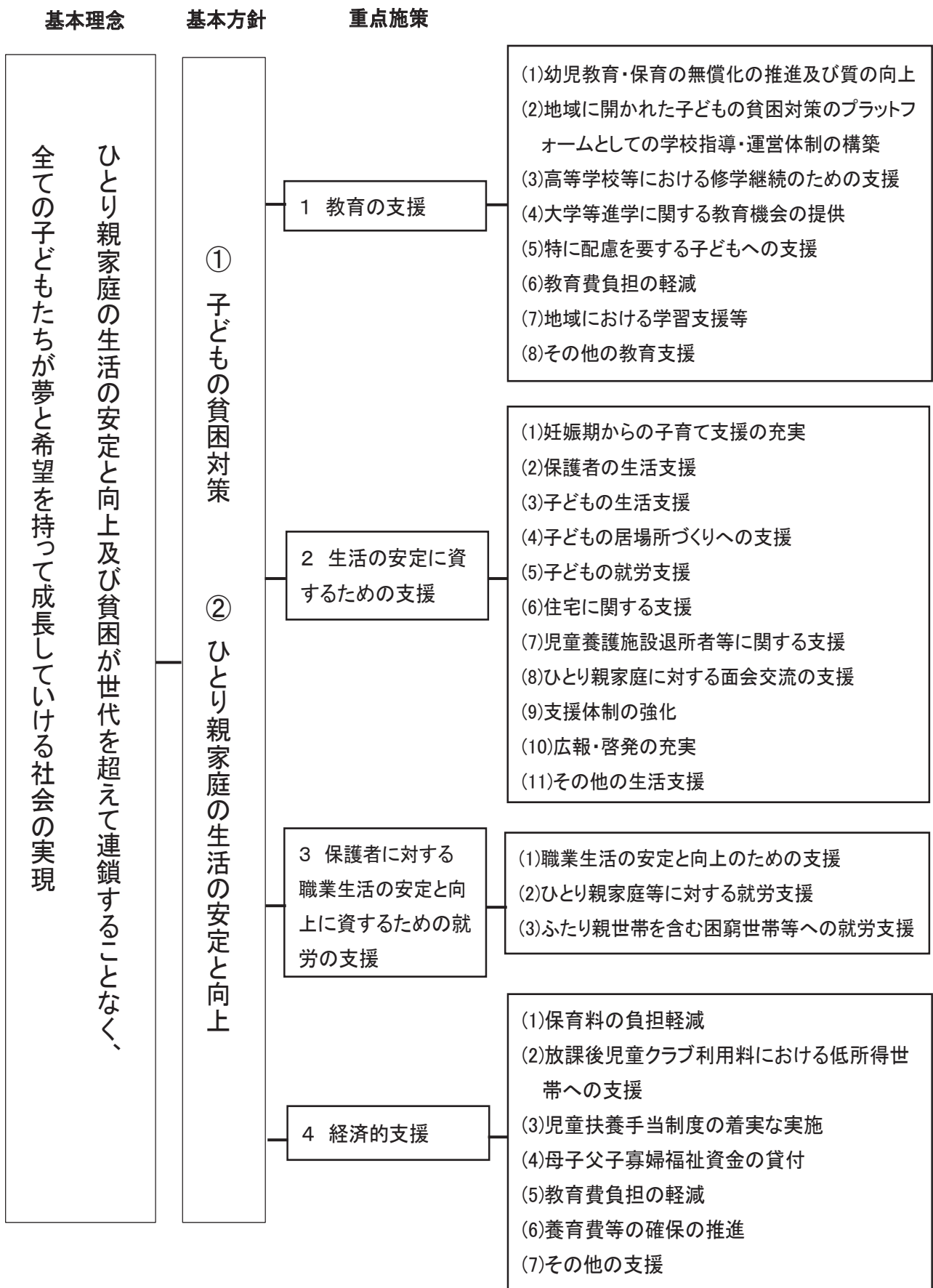
このため、本計画を推進するにあたって、県民、関係団体、行政（各々の取組を所管する教育分野や福祉分野等の県・市町村の関係部局）が連携、協力して取り組むことが重要です。

また、支援を必要とする子どもやその保護者が、支援策や支援機関につながり、必要とする支援が受けられるよう、支援体制の整備を図ることも必要です。

そこで、県では、児童虐待などの要保護児童の支援等に取り組む要保護児童対策地域協議会を、子どもの貧困対策の推進組織として位置づけます。

また、各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会においても、今後、同様の取組が進むよう、子どもの貧困に関する研修会を開催するなど、全ての市町村で、各々の支援の取組が連動し効果的な施策が展開されるよう支援します。

【施策の体系】



第8章 計画の評価

子どもの貧困対策やひとり親家庭支援を進めるにあたって、次の24項目を指標として設定し、取組の実施状況や効果等を検証のうえ、目標値の達成に向けて取り組めます。

No	区分	指標名		大分県		参考 (貧困大綱指標)	
				直近値	目標値 (R7)		
1	乳 幼 児 期	乳幼児健康診査の受診率	1歳6ヶ月児	96.9% (H30年度)	全国平均以上を維持 (参考:H30 96.5%)		
2			3歳児	96.0% (H30年度)	全国平均以上を維持 (参考:H30 95.9%)		
3		3歳児むし歯のない者の割合		81.9% (R元年度)	80%以上を維持		
4	小・中 高校生期	朝食を毎日食べる子どもの割合 (小学校)		85.0% (R元年度)	全国平均以上 (参考:H31 86.7%)		
5		小学校の不登校児童生徒の出現率の全国との比		R元 112.8%	100%		
6		中学校の不登校児童生徒の出現率の全国との比		R元 110.5%	100%		
7		生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進路決定率		94.5% (R元年度)	99.2%	(進学率) H30 93.7%	
8		児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進路決定率		100% (R元年度)	100%	(進学率) H30 95.8%	
9		生活保護世帯の子どもの高等学校卒業後の進路決定率		85.2% (R元年度)	97.9%	(進学率) H30 36.0%	
10		児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進路決定率		100% (R元年度)	100%	(進学率) H30 30.8%	
11		生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率		4.6% (R元年度)	全国平均 (参考:H30 4.1%)	H30 4.1%	
12		学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた長期不登校児童生徒の割合 (小学校)		R元 86.8%	100%	(SW対応実績) 小学校 50.9%	
13		学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた長期不登校児童生徒の割合 (中学校)		R元 71.1%	100%	(SW対応実績) 中学校 58.4%	
14		就学援助制度の周知状況	入学説明会又は入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	83.3% (R2.7月末)	100%	H29 65.6%	
15		全 体	子ども食堂の設置か所数		74か所 (R2.10月末)	100か所	
16			子ども家庭総合支援拠点設置市町村数		10市 (R2.10月末)	全市町村 (18)	
17			家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育する子どもの割合		34.4% (R元年度)	38.0%	
18	子育てについて、気軽に相談できる人の割合		87.1% (R元年度)	90.0%			
19	子どもがいる世帯のうち、電気、ガス、水道料等の未払い経験の割合		7.3% (R2年度)	7.0%	(H29) 電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%		
20	子どもがいる世帯のうち、食料又は衣服が買えない経験の割合		6.5% (R2年度)	6.0%	(H29) 食料 16.9% 衣服 20.9%		
21	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数 (ひとり親)		599件 (R元年度)	610件			
22	就 労 支 援	母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合		84.4% (R元年)	76.7%		
23		母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率		87.9% (R元年度)	100%		
24		大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数		34件 (R元年度)	72件		
<p>※学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた長期不登校児童生徒の割合</p> <p>不登校は30日以上欠席している児童生徒であるが、そのうち90日以上長期の不登校で、学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けている割合。</p> <p>学校内…養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等 学校外…教育支援センターや児童相談所、福祉事務所、保健所、病院、フリースクール等の民間団体等</p>							

第9章 具体的な取組

国の大綱で定める当面の重点施策である、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4つを支援の柱として、市町村や民間の支援機関等とも連携を図りながら、「子どもの貧困対策」及び「ひとり親家庭支援」に視点を置いた以下の具体的な施策を総合的に推進します。

1 教育の支援

教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障等が図られるよう取り組むとともに、就学支援等の充実を図り、家庭の状況にかかわらず、子どもが教育を受けることにより、自分の可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢を持ち、それに挑戦することができるよう支援します。

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

① 保育料の負担軽減

子育てで家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の第2子以降の保育料を全額減免する市町村の取組を支援します。

② 幼保小の円滑な接続の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保するため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進するため、幼児教育センターが幼小接続地区別合同研修会を実施します。

③ 幼稚園教諭、保育士等への研修機会の充実

「環境を通して行う教育」を基本とする幼稚園教育要領等の理念の下、教諭、保育士、保育教諭の研修の充実等を通じた教育・保育の質の向上を図ります。

また、特別な配慮が必要な児童や家庭に対応する人材を育成する保育コーディネーター養成研修を実施します。

④ 幼児教育アドバイザーによる園内研修の支援

園全体の幼児教育の内容面について充実を図るために、幼児教育アドバイザーが幼稚園、保育所、認定こども園を訪問し園内研修の支援を行います。

また、幼児教育アドバイザー養成研修を実施し、市町村におけるアドバイザー配置を推進します。

⑤ 保護者に対する学習機会の提供

子育てなど家庭が抱える課題解決を地域社会全体で支援するため、関係機関と連携し保護者に対して切れ目のない学習機会を提供します。

(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

① 学校教育による学力保障

ア 確かな学力の育成

○「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中学校）

低学力層の児童生徒が安心して学ぶことができ、確かな学力が身に付く「新大分スタンダード」に基づく授業が、全ての教室で実施されるよう、各種協議会や研修会で周知徹底します。特に、①自己決定の場、②共感的人間関係を育む場、③自己存在感を感じる場を設定する生徒指導の三機能を意識した授業づくりを推進し、子どもの「学びに向かう力」（意欲・集中力・持続力・協働する力等）を育成します。

○小学校教科担任制の推進

教科担任制推進教員を県内30校以上加配し、高学年の教科担任制を推進し、教科の専門性の高い授業を行うことで、知識・技能や思考力・判断力等を育成するようにします。また、多くの教員により、一人一人の児童を多面的にとらえ、きめ細かな生徒指導につなげるようにします。

○中学校「問題データベース」の配信

国、社、数、理、英の全学年のプリント集等がダウンロードできる情報サイトを準備し、県内の全中学校が必要な時にアクセスして、日々の課題や長期休業中の課題に活用することで、保護者の経済的負担を軽減します。

イ 習熟の程度に応じた指導の充実

小・中学校では、ギガスクール構想により整備された一人一台タブレットを、授業で効果的に活用し、子どもたちの学習状況を的確に把握したり、一人一人のつまずきに合わせた課題を課したりして、習熟の程度に応じた指導の充実を図ります。

中学校では、数学科と英語科の習熟度別指導推進教員を加配し、効果的な方策や習熟度別指導に関する配慮事項等、実践に基づく成果を県内に広げることで、習熟の程度に応じた指導の充実を図ります。

ウ 補充指導・家庭学習指導の充実

個のつまずき解消等のため、放課後や夏季休業等を活用した補充指導を充実させるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働した放課後や土曜日等の学習支援の充実を図ります。中でも、経済的困難な生徒の学力保障のため、必要な中学校に学習支援教員を配置し、個別指導等により支援します。

また、家庭での学習習慣の定着に向けて、PTAや地域と協働した家庭学習指導の充実を図ります。

エ 体系的・系統的なキャリア教育の充実

児童生徒に望ましい勤労観・職業観と職業に関する実践的な知識・技能を身に付けさせ、主体的な職業選択の能力や態度を育成するため、小・中・高の12年間を通して、自己の将来を考えていくためのキャリアノートの活用や、地域産業界と連携したインターンシップの実施、商工観光労働部と連携した企業情報の提供など、体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

ア スクールソーシャルワーカーが機能する体制の強化

家庭環境等に起因する様々な課題を抱える児童生徒の困りに早期に対応し、生活支援や福祉制度につなげるため、スクールソーシャルワーカーの配置促進に努めるとともに、学校内の教育相談体制の充実を図ります。

また、スクールソーシャルワーカーに対する研修やサポートを充実し、より機能する環境を整えます。こうした体制構築等を通じて、ケースワーカー、児童相談所、福祉事務所等の福祉部門と教育委員会・学校との連携を進めます。

イ 「チーム学校」の推進

児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーの配置促進に努めるとともに、スクールカウンセラーと教職員やスクールソーシャルワーカーとの連携が十分図られるよう各学校の教育相談コーディネーターの研修を引き続き実施し、その役割を徹底し、「チーム学校」としての組織的な対応につなげていきます。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

① 学習等に課題を抱える生徒への支援

高等学校の中途退学の防止にも資するため、授業改善実施要領に則り理解しやすい授業の実施に努めるとともに、習熟度別授業や個別指導等を充実し、学習の遅れやつまづきの解消と基礎学力の定着を図ります。

また、ICT等を活用し、生徒の進路希望に応じた指導を工夫するなど、高校教育の質の確保・向上に向けた取組を推進します。

② 再入学に対する支援

高等学校等を退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金支給期間の経過後も、卒業までの間（全日制課程は最長1年間、定時制・通信制課程は最長2年間）、継続して就学支援金相当額を支給します。

③ 定時制通信制高校生への教科書の給付

中学校を卒業して仕事に就くなど、様々な理由で全日制の高校に進めない青少年に対して、教育の機会均等を保障するため、定時制・通信制高校に通う定職に就いている生徒等の教科書給与を補助します。

(4) 大学等進学に関する教育機会の提供

① 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

ア 大学進学者等への奨学金の貸与

（公財）大分県奨学会が実施する学校教育法第1条に規定する大学（通信課程、別科、専攻科及び大学院を除く。）に在学し、優秀な資質を有し、経済的理由により修学困難な者で、その保護者等が大分県内に住所を有するものに対する大学奨学金の貸付制度について、教育の機会均等が図られるよう、その周知と円滑な実施を支援します。

また、（独）日本学生支援機構が実施する修学援助制度（授業料等の免除・減額及び奨学金）についても、進路選択の参考となるよう在学中に制度の周知を図ります。

② 専門学校生に対する支援の実施

ア 私立専門学校における修学支援

意欲ある私立専門学校生徒の修学支援を目的に、入学金及び授業料減免を行う学校法人等への助成を通じて、低所得世帯生徒の経済的負担軽減を図ります。

(5) 特に配慮を要する子どもへの支援

① 特別支援教育に関する支援の充実

教育の機会均等の趣旨に則り、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費を支給します。

② 自立相談支援事業、学習支援事業等の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯等の子どもを対象に、居場所づくりを含む学習支援の実施を支援します。

(6) 教育費負担の軽減

① 義務教育段階の就学支援の充実

ア 市町村の就学援助

学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行う市町村の就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村における周知・広報等の取組を促します。

イ 県立中学校及び特別支援学校児童生徒への医療費の助成

学校保健安全法第24条に基づく就学援助として、要保護及び準要保護世帯の県立中学校生徒及び特別支援学校（義務教育課程）児童生徒に対して感染性又は学習に支障を生ずる疾病にかかり学校の指示により治療を受けた際の医療費を助成します。

② 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減

ア 高校生等奨学給付金の支給

経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒の保護者等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減し、教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）を支給します。

イ 高等学校等就学支援金の支給

授業料の負担を軽減するため、所得要件を満たす世帯の高校生等に対し、高等学校等の授業料の支援として、高等学校等就学支援金を支給します。

ウ 私立高等学校授業料減免補助

国の就学支援金給付後も授業料負担の残る私立高校生の就学支援ため、各学校が行う授業料減免に要する経費の助成を通じて、保護者の経済的負担軽減を図ります。

エ 高校生への奨学金の貸与

保護者等が大分県内に住所を有する者のうち、優秀な生徒で、経済的理由により修学が困難な者に対して、教育の機会均等が図られるよう、(公財)大分県奨学会が実施する奨学資金や修学旅行費の貸付制度の円滑な実施を支援します。

③ 各種貸付金

ア 生活福祉資金(教育支援資金)

低所得者世帯に属する方に対し、高等学校以上の学校に入学や就学するために必要な費用の貸付けを行う生活福祉資金(教育支援資金)について、実施主体の(社福)大分県社会福祉協議会との連携により、周知と円滑な実施を図ります。

イ 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金、修学資金)

ひとり親家庭の子どもの就学支援のため、母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金、修学資金)の貸付を行います。

また、県及び市町村のひとり親家庭の相談窓口において、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

(7) 地域における学習支援等

① 放課後や土曜日等の学習支援の充実

地域学校協働活動推進員を核として地域住民の協力により体験・交流・学習活動を提供する「小学生チャレンジ教室」及び「未来創生塾」のさらなる充実を図り、放課後や土曜等の子どもたちに対する学習支援体制の構築を進めます。

② コミュニティ・スクールの普及促進

コミュニティ・スクールの更なる普及促進を通して、学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育む「地域とともにある学校」の充実を図ります。

(8) その他の教育支援

① 義務教育未修了の学齢超過者等への支援

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保の在り方について、国や市町村と連携しつつ検討を進めます。

② 県立中学校生徒への給食費助成

学校給食法第12条に基づく就学援助として、準要保護世帯の県立中学校生徒に対して給食費を助成します。

③ 県立定時制高校生の学校給食費の一部助成

勤労青少年の定時制高校への就学を促進し、教育の機会均等を保障するため、爽風館高校定時制、大分工業高校定時制、日田高校定時制、中津東高校定時制の4つの県立高校定時制において定職等に就いている生徒等に対して、学校給食費を一部助成します。

④ 食育の推進

学校において栄養教諭や学校栄養職員が担任等と連携し、教科等や給食の時間など学校教育全体で食育に取り組むとともに、地場産物を学校給食に取り入れたり、生産者とのふれあい給食の実施など、地域と連携した食育にも取り組みます。

また、「早寝・早起き・朝ごはん」を基本とした規則正しい生活習慣を身につけるため、学校と家庭、地域が連携して食育を推進します。

2 生活の安定に資するための支援

生活の支援においては、生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、経済的な状況等から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実や支援施策の広報・周知の強化を図ります。

また、子どもに対しては、放課後の居場所づくりや基本的生活習慣の定着支援に取り組むとともに、児童養護施設等の退所児童の自立や子どもの就労を支援します。

(1) 妊娠期からの子育て支援の充実

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援のため、地域の実情に応じた「子育て世代包括支援センター」の整備を推進します。

医療機関、地域保健、福祉関係機関等が連携した母子保健・育児支援ネットワークを強化し、母子保健体制の充実を図ります。

(2) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

ア 生活困窮者への自立支援

○生活困窮者への支援

生活保護受給者を含む生活困窮者の増加を踏まえ、新たな生活困窮者自立支援制度が平成27年4月から開始されたことから、各実施主体（市及び県（町村部））における、総合的な相談支援や地域の実情に応じた任意事業の実施等について支援します。

また、生活保護制度により必要な保護を行うとともに、自立に向けて支援します。

○自立相談支援事業の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業の実施を支援します。

自立相談支援機関では、総合的な相談窓口を設置するのみならず、民生委員・児童委員や自治会等と連携し、生活困窮者を可能な限り早期に発見し、訪問支援（アウトリーチ）を積極的に行います。

○家計改善支援事業の実施

相談者の家計管理能力を高めるなど、家計管理の視点に特化した家計改善支援事業の実施を支援します。

○就労準備支援・一時生活支援・子どもの学習支援事業等の実施

昼夜が逆転し生活リズムが崩れている方や、就労経験はあるものの離職後長期間ひきこもっており、すぐに一般就労が困難な方などに対し、適切な訓練を提供する就労準備支援事業や、住居を持たない生活困窮者に対し、一時的な衣食及び宿泊場所を提供する一時生活支援事業等の実施を支援します。

イ ひとり親家庭に対する母子・父子自立支援プログラムの策定

大分県母子・父子福祉センターにおいて、専門の策定員が、相談者個別のニーズに応じた母子・父子自立支援プログラムを作成し、自立に向けたきめ細かな支援を行います。

さらに、各市においても、プログラムを策定のうえ、支援実施機関と連携し、きめ細かで継続した対応を行えるよう、支援します。

ウ ひとり親家庭に対する相談事業の充実

大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、子育てや生活、就業等に関する様々な一般相談を来所や電話、SNS等で適切に対応します。

また、大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業あっせん事業等との一体的な支援を行います。

さらに、弁護士による無料法律相談を定期的実施し、離婚時における養育費の調停調書や公正証書の作成方法など、相談事業の充実を図ります。

エ 母子・父子自立支援員に対する研修の実施

ひとり親家庭等からの様々な相談に適切に対応できるよう、また、住居や生活、就労、教育、DVなどに関する関係機関と密接に連携できるよう、母子・父子自立支援員を対象とした研修機会を提供します。

また、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等からの相談に対して、ワンストップで必要な情報提供ができるよう、技術的な支援を行います。

オ 婦人相談所における相談対応の充実

家庭の問題としての「夫等の暴力・酒乱」「子どもの問題」など、女性からの様々な相談に幅広く応じ、助言や情報提供を行うとともに、DV関係では、弁護士による法律相談を実施し、被害者の保護や自立に向けた専門的な相談に対応します。

また、緊急に保護することが必要と認められる女性や同伴児については、一時保護を行い、心理ケアや自立に向けた支援などを行います。

さらに、身近な相談機関である市町村において支援の充実を図るため、研修会やケース検討会などを実施します。

② 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援

昼間家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。

③ 病児・病後児保育の実施の促進

病気のため、保育所等での保育が困難な子どもを、病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。

④ ファミリー・サポート・センター事業の利用の促進

就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、市町村が行うファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。

⑤ 保護者の健康確保

市町村が実施するひとり親家庭等医療費助成事業に対し、その経費の一部を助成します。また、県・市町村・医療機関等との連携を深め、適正かつ円滑な事業実施に努めます。

妊娠・出産にかかる専門性の高い悩みに対応する体制の充実を図るとともに、市町村が実施する妊婦健康診査の受診促進と質の向上を図ります。

医療機関、地域保健、福祉関係機関等が連携した母子保健・育児支援ネットワークを強化し、母子保健体制の充実を図ります。

⑥ 母子父子寡婦福祉資金（生活資金等）の貸付

技能習得期間の生活の維持・安定のためなどに必要な母子父子寡婦福祉資金（生活資金等）の貸付を行います。

また、県及び市町村のひとり親家庭等の相談窓口において、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

⑦ 母子生活支援施設を活用した地域生活の支援

特定妊婦や出産後の母子に対して緊急的な住まいを提供する産前・産後母子支援事業の実施等により、支援が必要な母子について、母子生活支援施設への円滑な入所に努めるなど、自立に向けた支援を充実します。

また、施設退所後においても、各種の福祉サービスを効果的に活用できるよう、市町村や母子・父子自立支援員と連携した支援を行います。

⑧ 社会福祉法人等による生活困窮者に対する支援

県内の社会福祉法人有志により設立された「大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」は、会員が拠出する会費で造成した基金を財源として、社会福祉施設等へコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域で生活に困難を抱える方への相談支援を行うとともに、緊急の支援を必要とする場合には、現物給付による経済的援助（上限10万円）を行っています。こうした支援がより効果的に行われるよう、生活困窮者自立支援制度と併せた取組を促進します。

⑨ その他の支援

ア 児童や地域住民からの相談に応じる児童家庭支援センターの設置

県内に3か所の児童家庭支援センターでは、地域の身近な支援機関として、子育てに関する相談への対応等を行い、市町村のショートステイ事業等により短期間子どもを預かることのできるセンターも2か所あります。こうしたセンターを県南・県西地域へ設置できるよう取組を進めます。

イ いつでも子育てほっとラインの充実

子育ての悩みや不安を抱える保護者は、身近な相談者がいない場合などには、一人で悩み事を抱え込んでしまうことも多いため、子育てに関するあらゆる相談に対応するいつでも子育てほっとライン（24時間365日フリーダイヤル）の相談体制の充実により、子育て世帯を支援します。

ウ 母子・父子福祉団体への助成

地域のひとり親家庭等からの相談対応や相互の交流活動を行っている母子・父子福祉団体の活動を支援します。

また、地域の母子・父子福祉団体と定期的な情報交換を行い、ひとり親家庭等の実情把握に努めます。

(3) 子どもの生活支援

① 食育の推進に関する支援

ア 子どもの生活習慣の定着や食育の推進

小学校・中学校の児童・生徒を対象に、関係企業・団体や地域の子ども食堂と連携して朝食の無料配付を行い、子どもの基本的な生活習慣の定着や食育の推進、健やかな子どもたちの成長を促します。

イ 乳幼児健康診査や保育所等での食育推進

市町村が実施する乳幼児健康診査や相談会の機会を活用し、正しい食習慣や生活習慣が確立できるよう、市町村と連携した取組を推進します。

また、保育所等で策定される「指導計画」の中に、食育の視点が反映されるよう、各保育所等に働きかけます。

ウ 食育人材の派遣

子ども食堂や保育所など、地域での食育を推進するため、地域の食育人材を派遣します。

エ 食品ロス削減意識の醸成

環境保全活動の一環として、食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを育成し、食品ロスの発生を減らす食生活を推進するため、環境教育アドバイザーを派遣し、意識の醸成を図ります。

② その他の支援

ア 児童養護施設入所児童等に対する修学旅行費用の助成

児童養護施設入所児童や里親委託児童等の修学旅行費用が、所定の措置費を超える場合、旅行費用の一部を助成します。

イ 里親へ委託された中学・高校生に対する入学費用の助成

里親に委託されている中学・高校生の入学費用が、所定の措置費を超える場合、入学費用の一部を助成します。

ウ 児童養護施設における学習支援の充実

児童養護施設入所児童については、家庭において十分な学習環境が確保できず習熟度が十分でない児童もあり、高校進学に支障を生じる事例もあることから、児童の学力向上に向けて学習指導員の配置を支援します。

エ 交通事故により保護者を亡くした子どもへの支援

交通事故により保護者を亡くした遺児（小学生から18歳まで）を支援するため、県民の皆さんの善意の寄付金により、激励金や小中学校の入学祝金、修学旅行助成金、中学卒業後の育英資金など、各種助成金を給付する救済援護事業を実施します。

オ 自死により保護者を亡くした子どもへの支援

自死により保護者を亡くした遺児（小学生・中学生）を支援するため、激励金や小中学校の入学祝金、中学校卒業祝金、修学旅行助成金など、各種助成金を給付する救済援護事業を実施します。

(4) 子どもの居場所づくりへの支援

① 地域における幼児教育・保育の提供体制の確保

地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

② 子どもの安全・安心な放課後等の生活の支援

昼間家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。

また、地域の方々の協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「小学生チャレンジ教室」及び「未来創生塾」の支援者を拡大し、教室の充実を図ります。

「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「放課後児童クラブ」と「協育」ネットワーク活動の連携を促進させ、放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりを進めます。

③ 子ども食堂等への支援

市町村と連携し、「子ども食堂」の開設に必要な経費や学習支援機能強化に伴う経費について助成するとともに、「子ども食堂」が継続して運営できるよう支援します。

また、開設希望者への相談対応や研修会を開催するとともに、困りのある家庭の子どもや保護者の早期発見に繋げるため、関係者による「子ども食堂ネットワーク」を形成します。

さらに、「子ども食堂ネットワーク」加入団体等の地域の力と連携を図り、貧困の状況にある子どもや、そのような状況に至るおそれのある子どもを孤立させないよう、家庭への見守り活動への支援を行います。

(5) 子どもの就労支援

① 親の支援のない子ども等への就労支援

ア 生活困窮者への自立相談支援の充実

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業の実施を支援します。自立相談支援機関では、総合的な相談窓口を設置するのみならず、民生委員・児童委員や自治会等と連携し、生活困窮者を可能な限り早期に発見し、訪問支援（アウトリーチ）を積極的に行います。

イ 生活困窮者への就学準備支援事業の実施

昼夜が逆転し生活リズムが崩れている方や、就労経験はあるものの離職後長期間ひきこもっており、すぐに一般就労が困難な方などに対し、適切な訓練を提供する就労準備支援事業の実施を支援します。

② 高校生の就職支援

高校生の就職を支援するため、大分労働局等の関係機関と連携して専門講師を学校へ派遣し、生徒の職業意識啓発や社会人に向けた講座を実施するとともに、個別相談等の支援を充実します。

「ジョブカフェおおいた」において、相談員が企業情報や職業訓練情報の提供、就職相談の対応等就活の支援を行うほか、企業理解を深めるための企業説明会、職場見学会の開催や、内定者や新入社員に対する講習会を行うことで、職業選択のミスマッチ防止や職場定着を図ります。

また、就職内定率の向上と県内就職の促進のため、合同企業説明会の開催や未内定者への支援を行います。

③ 定時制高校に通学する子どもへの就労支援

「ジョブカフェおおいた」において、相談員が企業情報や職業訓練情報の提供、就職相談の対応等就活の支援を行うほか、企業理解を深めるための企業説明会、職場見学会の開催や、内定者や新入社員に対する講習会を行うことで、職業選択のミスマッチ防止や職場定着を図ります。

(再掲)

④ 高校中退者や若年求職者等への就労支援

「ジョブカフェおおいた」において、相談員が企業情報や職業訓練情報の提供、就職相談の対応等就労の支援を行うほか、企業理解を深めるための企業説明会、職場見学会の開催や、内定者や新入社員に対する講習会を行うことで、職業選択のミスマッチ防止や職場定着を図ります。
(再掲)

また、子どもの相談・支援を行う4機関をワンストップ化した「おおいた青少年総合相談所」内に設置された「大分県地域若者サポートステーション」において、職業的自立に手厚い支援が必要な就業も通学もしていない若者及び家族を対象に、相談や職場体験を通じた就労支援を行います。

(6) 住宅に関する支援

① 中学生までの子どもがいる世帯の県営住宅入居資格の緩和

一般世帯向けの申込資格を満たし且つ、中学生までの子どもがいる世帯の場合、年間所得金額の上限額を引き上げ、所得要件の緩和を行います。

② 子育て世帯等の県営住宅への優先入居

一般世帯向けの申込資格を満たし且つ、現に同居し、または同居しようとする中学校を卒業するまでの者を含む親子を中心とした2人以上の親族（婚姻届をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）がある場合、優先入居（抽選の優遇）の制度により子育て世帯等を支援します。

③ 多子世帯向け県営住宅の確保

県営住宅の一部を多子世帯向け住宅として指定しており、一般世帯向けの申込資格を満たし且つ、入居の日において同居する3人以上の子（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）を養育している場合、5年間を期限として入居できる制度により多子世帯を支援します。（状況により、最大5年間の延長が可能。）

④ 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）の貸付

住宅購入や住居移転を目的として、母子父子寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）の貸付を行います。

また、県及び市町村のひとり親家庭の相談窓口において、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

⑤ 住居確保給付金の支給

離職等により住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額を一定期間支給し、住居に関する不安を取り除くことにより、再就職に向けた活動を支援します。

⑥ 民間賃貸住宅への入居支援

ひとり親世帯を含む住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅に入居するのをサポートする「居住支援法人」、寄り添った対応を行う不動産会社である「協力店」の活用を推進します。

(7) 児童養護施設退所者等に関する支援

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

ア 自立支援の強化

「児童アフターケアセンターおおいた」による相談支援及び就職、進学や資格取得に伴う貸付の実施等により、児童養護施設退所者等の自立を促進します。

イ 自立援助ホームの充実

義務教育修了後、児童養護施設等を退所した20歳未満の児童を入所させ、日常生活上の援助や生活指導、就業支援など児童の自立を促進する事業を展開している「自立援助ホーム」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。

② 児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

ア 児童養護施設における就労・自立支援

児童養護施設入所児童の勤労の基礎的な能力や態度を育むとともに、適切な相談・助言や実習等により、児童自身が適正・能力に応じた職業選択を行うことができるよう職業指導員を配置します。

イ 児童養護施設における生活能力向上の支援

社会経験が不足しがちな児童養護施設入所児童に対して、自立に必要なコミュニケーション能力やビジネススキルなどの社会生活能力を高めるため、キャリア教育等の専門的かつ継続的な支援を行います。

ウ 児童養護施設等退所後の支援

進学・就職等により児童養護施設等を退所する児童の生活基盤の安定を図るため、新生活を始めるための支度金の助成や、生活費用の貸付を行います。

エ 児童養護施設等退所後の身元保証の支援

児童養護施設等を退所する児童が、就職等に際し、親族等からの身元保証が得られない場合に、施設長等が保証人となり、児童の自立を支援します。

(8) ひとり親家庭に対する面会交流の支援

子どもと非同居親との面会交流について、無料相談会を通じ、具体的な方法などのアドバイスを行うとともに、父母の同意があった場合は面会交流を支援します。

また、市町村に対し、研修会を通して面会交流の実例を紹介するなど、理解を深める機会を提供します。

(9) 支援体制の強化

① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

ア 児童養護施設の体制整備、機能強化

代替養育を必要とする子どもの養育環境を整備するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、施設の小規模化・地域分散化等、施設の処遇改善のための措置費の加算制度の積極的な活用等を進めます。

また、児童養護施設等において指導的役割を担う「基幹的職員」の養成に努めます。

イ 児童相談所への精神科医の助言、非常勤弁護士配置

児童相談所における児童の処遇検討に際し、積極的に精神科医の助言を得て、児童や保護者の精神的なケアと早期の家族の再統合を支援します。

また、児童相談所に非常勤弁護士を配置し、法律的な助言を得ながら児童の最善の利益の確保に努めます。

② 相談支援者の資質向上

ア 母子・父子自立支援員に対する研修の実施（再掲）

ひとり親家庭等からの様々な相談に適切に対応できるよう、また、住居や生活、就労、教育、DVなどに関する関係機関と密接に連携できるよう、母子・父子自立支援員を対象とした研修機会を提供します。

また、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等からの相談に対して、ワンストップで必要な情報提供ができるよう、技術的な支援を行います。

イ 生活困窮者自立支援相談員等に対する研修の実施

自立相談支援事業等に従事する相談員を厚生労働省主催の養成研修に対し積極的に派遣し、また、関連機関・団体の職員を対象とする伝達研修などにより、専門的知識の浸透を図り、関係者全体の資質向上に努めます。

③ 関係機関の連携

ア 生活困窮者自立支援機関の活用

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関を中心に、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して取り組む体制を整備します。

具体的には、各市町村及び自立相談支援機関、関係団体等で構成する「生活困窮者自立支援制度推進検討会議」を通じて、県内全体のネットワークを構築するとともに、地域におけるネットワークの構築を推進します。

イ 児童相談所への市町村職員の受入れや講師派遣

児童虐待の未然防止や早期対応に向けて、身近な児童相談窓口となる市町村の担当職員のスキルアップを図るため、市町村職員を児童相談所での実地研修に受け入れるとともに、児童虐待に関する地域の意識啓発を図るため、各地で開催される研修会等に児童相談所職員を講師として派遣します。

(10) 広報・啓発の充実

ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援などの支援施策を掲載した冊子をひとり親家庭に配布するとともに、各相談機関でも受け取れるようにします。また、様々なウェブサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォンを活用したリスティング広告等により、ひとり親家庭への支援施策の広報・周知を強化します。

(11) その他の生活支援

① 災害時（感染症含む）の生活支援

ア 災害時における相談体制の強化

災害時において、市町村や関係機関と連携して生活に困っている方の相談を受け、解決に向けた支援を行います。

イ 災害時における子どもの生活支援

災害で被害にあった家庭の子どもの状況把握に努めるとともに、子どもの心のケアのため、市町村、学校、保育所、児童相談所、医療機関等が連携して支援します。

ウ ひとり親家庭への母子父子寡婦福祉資金の貸付

災害の影響により休業や失業等で困っているひとり親の方に、生活資金の貸付を行います。
また、母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けている場合、収入に相当な減少があった方に一定期間、償還を猶予します。

エ 生活困窮者への生活福祉資金の貸付

低所得や障がい者、高齢者世帯に対し、被災により臨時に必要な経費について、生活福祉資金の貸付を行います。

オ 災害時要配慮者への支援

ひとり親家庭で、妊産婦や乳幼児など配慮を要する方も安心して避難生活を送れるよう、市町村が行う福祉避難所や福祉避難スペースの設置拡大を促進します。

カ コロナ禍における支援

コロナ禍において、生活に困っている家庭への各種支援制度について、様々なウェブサイトやSNS等を活用して、確実に情報が届くようにします。

② その他の支援

ア ひきこもり等の悩みを抱える子どもや家族への支援

ひきこもり等社会的自立に困難な悩みを抱える子どもやその家族を支援するための相談・支援を行う4機関をワンストップ化した「おおいた青少年総合相談所」の利用促進を推進します。

イ 訪問型子育て支援（ホームスタート）の充実

研修を受けた地域の子育て経験者が、就学前の子どもがいる家庭を訪問し、傾聴と協働を行う訪問型子育て支援（ホームスタート）の活動の質の確保のため、関係機関との情報交換やスタッフを対象とした研修を実施することにより、取組の充実を図ります。

ウ 児童相談所の児童虐待への対応強化

増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の職員配置など体制を強化します。

また、児童福祉司への専門研修を充実するとともに、弁護士を配置することにより法的対応力の強化を図ります。

エ 児童虐待に対する理解の促進

児童虐待への理解を深め、早期発見、早期対応の重要性を周知するため、児童相談所の職員を関係機関の研修会等の講師として派遣します。

また、市町村職員を、児童福祉にかかる専門職員として養成するための研修を行います。

オ 支援を必要とする子どもの見守り体制の強化

子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等にも幅広く協力を求め、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等の見守り体制を強化する市町村の取組を促進します。

カ ヤングケアラーへの支援

要保護児童対策地域協議会の活用による学校等との情報共有により、虐待に該当するほどの家事・育児・介護等を行っているヤングケアラーの早期発見に努め、福祉サービス事業所等とも連携して支援の充実を図ります。

キ 保育所等における相談支援機能の強化

障がいのある子どもやネグレクトなど、特別な配慮が必要な子どもや家庭に対して適切な支援ができるよう、各保育所等における専門的な研修を受けた保育士の配置を推進します。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援においては、保護者が働き収入を得ることは、生活の安定が図られるとともに、保護者の働く姿を子どもに示すことにより、子どもに労働の価値や意味を学ぶなど、教育的意義が認められることから、関係機関と連携し、ひとり親家庭等や困窮世帯に対する相談支援や職業訓練などの支援に取り組みます。

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

① 女性の就労支援

「おおいた女性チャレンジサイト」において、就労に関する支援サービス等についての情報提供を行います。

妊娠や出産で退職した女性の再就職を支援するため、基礎研修を行うとともに、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けます。

再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。

女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じます。

妊娠や出産で退職した人が、その後、働く環境が整った場合に再度退職した会社で働くことができる制度（育児・介護休業法に基づく再雇用特別措置制度）の普及促進を図ります。

② 氷河期世代への就労支援

ジョブカフェおおいたにおいて支援対象者を30歳代から40歳代へ引き上げ就職氷河期世代を含めた若年者への就職支援を行います。

30代半ばから49歳までの不安定な就労状態にある方の就職支援のため、「氷河期世代歓迎」または「氷河期世代限定」求人を開拓します。

(2) ひとり親家庭等に対する就労支援

① 就労機会の確保

ア ひとり親家庭等に対する就業あっせん等の充実

大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門員による相談対応、求人情報の提供、職業あっせんまで一貫した就業支援を行います。

また、就業支援にあたっては公共職業安定所（ハローワーク）、マザーズコーナー、ひとり親家庭支援プラザ（大分市）、大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）と連携を図ります。

さらに、市町村と連携し、就業を目指すひとり親家庭等を対象とした地域巡回就業相談会を実施します。

市町村において就業・自立支援センターへの登録ができるよう求職者の利便性を高めるなど、ひとり親家庭等への周知を強化し、就業・自立支援センター利用者を増やします。

イ ひとり親家庭に対する職業能力開発の支援

ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。さらに、ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる場合に、訓練期間中の生活支援として、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、事業内容の周知と利用促進を図ります。

また、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に、資格取得のための入学準備や、資格取得後の就職準備に要する費用の貸付を行い、自立を促進します。

ウ ひとり親家庭等を支援する企業・事業所等の開拓

企業・事業所等に対し、ひとり親家庭等の親の採用促進への理解と協力を求め、母子家庭等就業・自立支援センターへの求人情報の提供を要請するなど、ひとり親家庭等の就労に理解の深い企業・事業所等の開拓を行います。

また、ひとり親家庭等の親を雇用した雇用主に対するハローワーク所管の支援策についても、企業・事業所等に対する広報に努めます。

エ 母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）の貸付

就職するために必要な知識技能の習得を目的として、母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）の貸付を行います。

また、県及び市町村のひとり親家庭等の相談窓口において、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

オ ひとり親家庭等への職業訓練

主として離転職者を対象に、機械加工科や電気設備科など主に技術的なものは県立の職業能力開発校において、パソコン経理や医療事務などについては民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施します。

なお、受験料、入学金、授業料は無料です。

② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

未就学児童をもつ再就職希望者が職業訓練を受講しやすい環境を整備するため、託児サービス付きの職業訓練を実施します。

③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援

ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。さらに、ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる場合に、訓練期間中の生活支援として、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、事業内容の周知と利用促進を図ります。

また、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に、資格取得のための入学準備や、資格取得後の就職準備に要する費用の貸付を行い、自立を促進します。

④ ひとり親家庭等の親と企業・事業所とのマッチング

労働局、ハローワーク、マザーズコーナーと連携し、正規雇用への転職等を希望するひとり親家庭等の親と、その雇用に理解の深い企業・事業所等とのマッチングを図り、就労を支援します。

⑤ ひとり親家庭等の就業支援機関の専門性の向上と連携の強化

ア 就業支援対応力向上研修の実施

母子・父子自立支援員を対象に、就業支援に必要な知識や技能に関する研修会を実施し、地域における就業支援活動の充実を図ります。

イ 就業支援機関の連携強化会議の実施

母子家庭等就業・自立支援センター、大分労働局、ハローワーク、マザーズコーナー、市町村等の情報連携会議を定期的開催し、ひとり親家庭等の就労支援体制を強化します。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

① 自立相談支援事業の就労支援員による支援の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業の実施を支援します。

また、自立相談支援機関に配置された就労支援員により、就労先の開拓や斡旋、就労に関するアドバイス等の就労支援を実施します。

② 就労訓練事業（中間的就労）、就労準備支援事業の実施

すぐに一般就労が困難な方に対し、支援付き就労訓練の場（中間的就労）である就労訓練事業所の拡大を図ります。

また、昼夜が逆転し生活リズムが崩れている方や、就労経験はあるものの、離職後長期間ひきこもっており、すぐに一般就労が困難な方などに対し、適切な訓練を提供する就労準備支援事業の実施を支援します。

③ 福祉事務所による生活保護受給者の就労支援

生活保護受給者については、就労支援員による支援に加え、福祉事務所がハローワークとも連携しながら、積極的な求職活動を促す就労活動促進費や安定した職業に就き、生活保護から自立した方への就労自立給付金を支給します。

4 経済的支援

経済的な支援においては、保育料の負担軽減や放課後児童クラブの利用料減免のほか、児童扶養手当などの各種給付、医療費の助成や福祉資金の貸与等により、家庭の経済面の下支えに取り組みます。

(1) 保育料の負担軽減（再掲）

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の第2子以降の保育料を全額減免する市町村の取組を支援します。

(2) 放課後児童クラブ利用料における低所得世帯への支援

保護者負担金が払えずに放課後児童クラブの利用を断念することのないよう、事業主体となる市町村とともに、低所得世帯の保護者負担金の減免を行います。

(3) 児童扶養手当制度の着実な実施

市町村を通じて、ひとり親家庭に児童扶養手当を支給するとともに、受給資格者に対し、様々なウェブサイトやSNS等を活用して制度周知を図り、適正な支給に努めます。

(4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）

ひとり親家庭の子どもの修学や親の技能習得期間中の生活費などが必要な場合に、母子父子寡婦福祉資金を無利子又は低利子で貸付を行います。

また、県及び市町村のひとり親家庭の相談窓口において、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

(5) 教育費負担の軽減

① 教育扶助の支給

生活保護法に基づく教育扶助として、義務教育に伴う費用を支給します。

なお、親権者等のほか学校長に対する直接支払等により、目的とする費用に充当されるよう適正な運用を行います。

② 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

生活保護世帯の生徒の高等学校に進学に際し、入学料、入学考査料等を支給します。

また、生活保護世帯の高校生に就労収入がある場合、修学旅行費のほか、卒業後の就労に必要な経費や大学等の入学料等に充てられる経費については、早期の自立を促進する観点から、生活保護上の収入認定から控除する取り扱いとします。

(6) 養育費等の確保の推進

夫婦離婚後の子どもの養育費の必要性について、市町村と連携し、重点的な広報を行います。

また、養育費や離婚前の婚姻費用の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子・父子福祉センターにおいて弁護士による無料法律相談を実施します。

(7) その他の支援

① 低所得者等への生活資金の貸付

低所得者、障がい者、高齢者に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を送れるようにするため、資金の貸付けと必要な相談支援を行う生活福祉資金貸付制度について、実施主体である（社福）大分県社会福祉協議会との連携により、制度の周知と円滑な実施を図ります。

② 子どもにかかる医療費の助成

子どもの傷病の早期治療と保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費助成を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

③ 小児慢性特定疾患にかかる医療費の助成

小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾病児童等の医療費を助成し、家族の経済的負担の軽減を図ります。

④ ひとり親家庭の医療費の助成

ひとり親家庭が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。また、県・市町村・医療機関等との連携を深め、適正かつ円滑な事業実施に努めます。

⑤ 貸付機関間の情報共有

母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付窓口などにおいて、制度の相互理解や情報共有を図り、相談者の状況に応じて適切なアドバイスを行います。

⑥ 交通事故により保護者を亡くした子どもへの支援（再掲）

交通事故により保護者を亡くした遺児（小学生から18歳まで）を支援するため、県民の皆さんの善意の寄付金により、激励金や小中学校の入学祝金、修学旅行助成金、中学卒業後の育英資金など、各種助成金を給付する救済援護事業を実施します。

⑦ 自死により保護者を亡くした子どもへの支援（再掲）

自死により保護者を亡くした遺児（小学生・中学生）を支援するため、激励金や小中学校の入学祝金、中学校卒業祝金、修学旅行助成金など、各種助成金を給付する救済援護事業を実施します。

大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画の策定経過

開催日等	内容
令和2年3月24日	第1回庁内計画策定ワーキンググループ会議
6月26日	県議会令和2年第2回定例会 福祉保健生活環境委員会報告
6月29日	第1回計画策定委員会
8月5日	第2回庁内計画策定ワーキンググループ会議
9月24日	県議会令和2年第3回定例会 福祉保健生活環境委員会報告
10月6日	第2回計画策定委員会
12月7日	県議会令和2年第4回定例会 福祉保健生活環境委員会報告
12月16日	第3回計画策定委員会
令和3年1月19日	計画素案に対する県民意見募集実施（～令和3年2月18日）
3月11日	第4回計画策定委員会
3月22日	県議会令和3年第1回定例会 福祉保健生活環境委員会報告
3月末	計画の決定・公表

大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画（以下「支援計画」という。）を策定するにあたり、大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 支援計画の策定に関する事項
- (2) その他子どもの貧困対策に関して必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる学識経験者、ひとり親及び子どもの貧困対策支援従事者及び行政関係者をもって構成する。

- 2 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行の日から令和3年3月31日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉保健部こども・家庭支援課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画策定委員名簿

氏 名	所 属 等
山 岸 治 男	別府溝部学園短期大学 教授
川 村 岳 人	大分大学 福祉健康科学部 准教授
石 井 久 子	大分県弁護士会 弁護士
藤 田 亘 宏	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 地域福祉部長
富 松 比佐美	一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会 母子部長
姫 野 美和子	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 副代表
國 師 洋 典	一般社団法人自立生活サポートセンターこんばす 代表理事
平 井 貴美子	チャイルドラインおおいた 代表
古 屋 康 博	児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」 センター長
首 藤 文 江	NPO法人しげまさ子ども食堂 事務局長
瀧 野 暢 浩	大分県中学校長会 会長
姫 野 秀 樹	大分県立高等学校長会 会長
後 藤 み か	津久見市教育委員会 スクールソーシャルワーカー
萱 野 辰 美	大分労働局 職業安定部 訓練室 室長
横 川 幸 一	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 課長
上 家 しのぶ	中津市 福祉部 子育て支援課 課長
井 上 麻由子	大分県母子父子自立支援員連絡協議会 会長

令和3年3月発行

大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画

発行 大分県福祉保健部こども・家庭支援課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

電話 097-506-2703



おおいた子育て支援